

1 はじめに（第7回迅速化検証結果の公表に当たって）

裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号。以下「迅速化法」という。）が施行されて14年が経過した。この間、最高裁判所は、同法8条1項に基づき、裁判の迅速化に係る検証（以下「迅速化検証」という。）に関する報告書を、平成17年7月から平成27年7月まで、2年ごとに6回にわたり公表した。これら各回の報告は、一連一体となって裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的な検証の結果（迅速化法8条1項）を示すものである。

第1回から第5回までの検証では、それぞれその時期の最新の統計データを用いて審理期間等の状況を検証するとともに、統計データや実情調査等に基づき長期化要因を分析・検討し（第3回報告書）、それを解消するための施策を提示したほか（第4回報告書）、紛争や事件の動向に影響を与える社会的要因の分析・検証（第5回報告書）を行うなどした。こうして迅速化法の施行後10年の節目を迎え、迅速化法附則3項に基づき、政府（法務省）において「裁判の迅速化法に関する検討会」が開催されたが、そこでは、迅速化法の基本的枠組みの必要性・重要性は変わらず、最高裁判所によるこれまでの検証結果の公表の在り方は今後も維持されるべきであり、最高裁判所において検証が引き続き行われることが期待されるなどとされた。

最高裁判所は、この検討結果も踏まえた上で、引き続き迅速化検証を続けていくこととし、第6回以降の検証は、第5回までの10年の検証結果を前提に、統計データの分析を中心としつつ、これまでの検証結果をフォローアップする形で実施することとした。

第7回の迅速化検証においても、この方針に従い、統計データの分析については、これまでの検証と同様、地方裁判所における第一審訴訟事件及び家庭裁判所における家事事件等について、最新の統計データを用いて審理期間等の状況の検証を行うなどした¹。これに加えて、民事第一審訴訟事件及び家事事件については、これまでの検証結果をフォローアップする目的で、裁判所及び弁護士会に対する実情調査を実施し、その分析を行った（主として、民事第一審訴訟事件については、争点整理における裁判所と当事者との間の認識共有、合議体による審理の活用などを、家事事件については、調停における裁判官関与と調停成立等との関係や、調停不成立後の審判や人事訴訟との関係といった家庭裁判所における手続全体としての迅速化という観点も踏まえた充実した家事調停の運営の在り方などを取り上げている。）。

¹ 本報告書において分析に利用した統計データは、平成29年4月15日現在のもの（なお、第6回報告書で報告した以降に統計データが修正された場合には、修正後の統計データを掲記する。）、特に明記しない限り、平成28年（1月から12月）の既済事件を対象としている。統計データは、これまでの報告書と同様、審級ごとに、当該審級において事件が終局すると作成される「事件票」に基づいている。

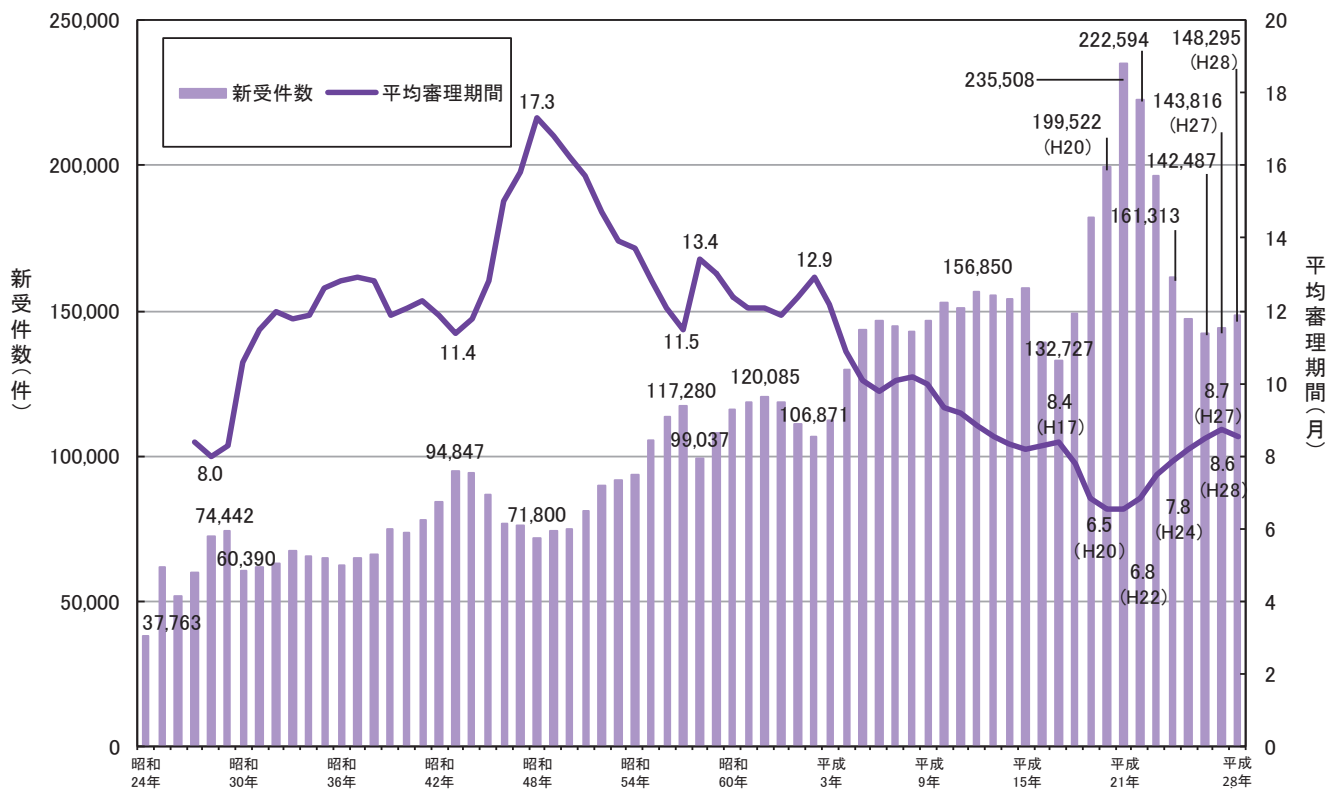
2 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

2. 1 民事第一審訴訟事件等の概況

2. 1. 1 民事第一審訴訟事件全体の概況

民事第一審訴訟事件（全体）²の新受件数は、減少傾向が続いていたが、平成27年及び平成28年は若干増加した。これは、過払金等事件（「金銭のその他」）の新受件数の減少が緩やかになったこと等によるものである³（【図1】【図2】）。

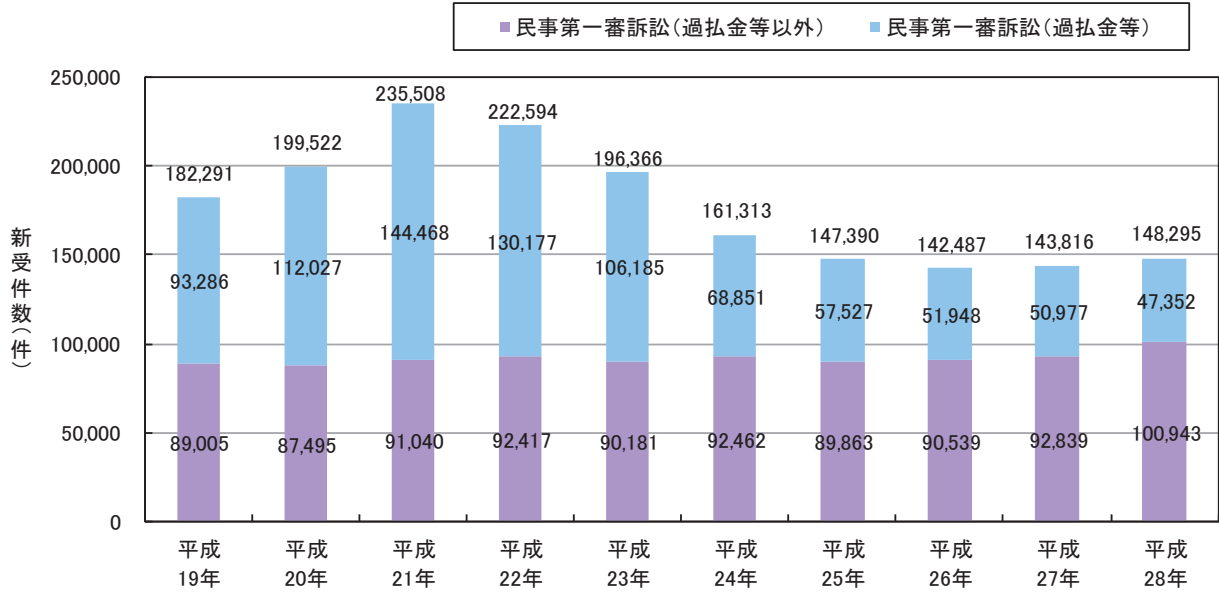
【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移（民事第一審訴訟（全体））



² 「民事第一審訴訟事件」とは、地方裁判所の通常訴訟事件及び人事訴訟事件を指す。

³ 過払金等事件を除外する処理の詳細は、第3回報告書概況・資料編 24 頁以下を参照

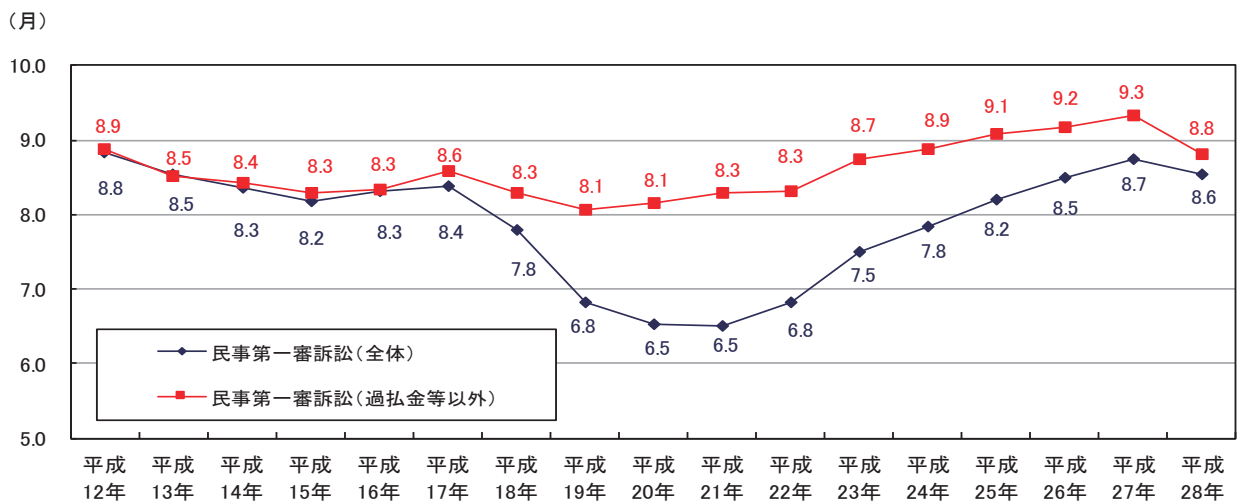
【図2】 新受件数の推移(民事第一審訴訟(過払金等)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



※ 棒グラフの上の数値は合計件数である。

平均審理期間⁴を見ると、民事第一審訴訟事件（全体）についても、過払金等事件以外の民事第一審訴訟事件についても、若干短縮しているが（【図3】）、争点整理期間は若干長くなっている（平均争点整理期日回数が、前回（以下、前回の第6回報告書公表時の平成26年データを引用する場合、単に「前回」とだけ言及するものとする。）は全体で2.5回、過払金等事件以外で2.9回であったのが、いずれも若干増加した（【表4】）。）。

【図3】 平均審理期間の推移（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））



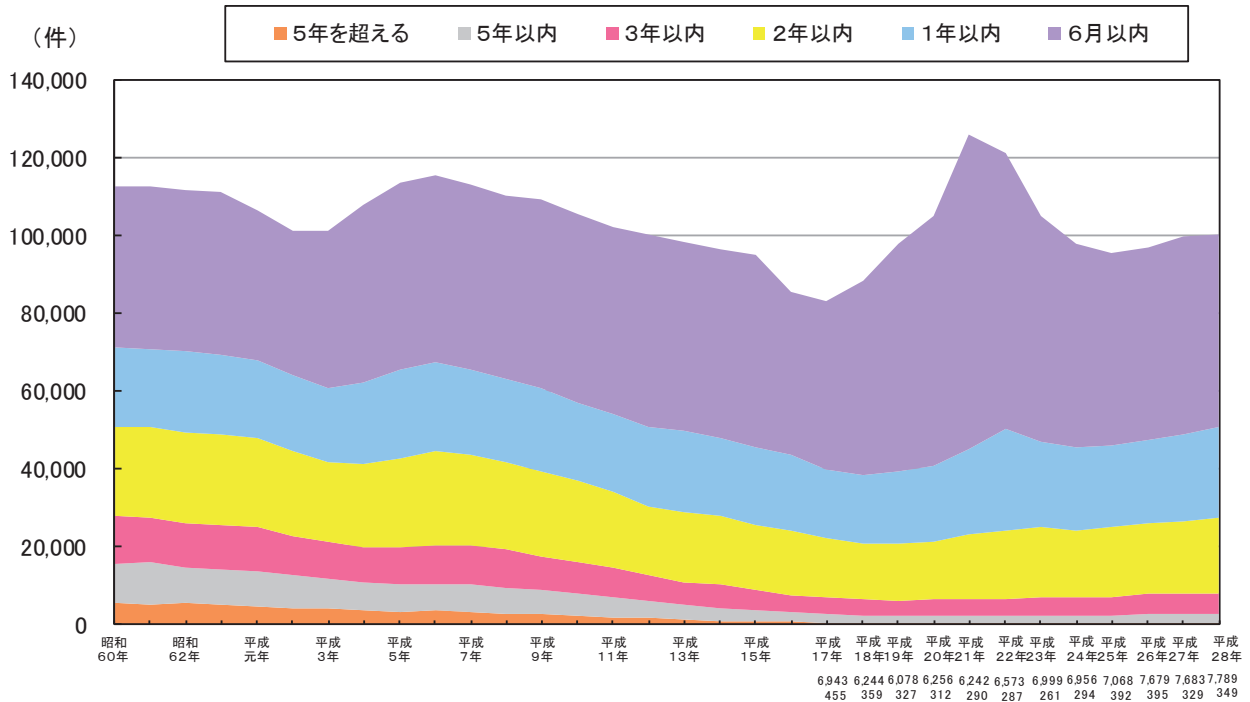
【表4】 平均期日回数及び平均期日間隔
（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））

| 事件の種類 | 民事第一審訴訟 （全体） | 民事第一審訴訟 （過払金等以外） |
|------------------|-----------------|---------------------|
| 平均期日回数 | 4.7 | 4.9 |
| うち平均口頭弁論 期日回数 | 2.0 | 1.9 |
| うち平均争点整理 期日回数 | 2.7 | 3.0 |
| 平均期日間隔(月) | 1.8 | 1.8 |

⁴ 平均審理期間は、従来から、1事件ごとの実数値の平均ではなく、審理期間の区分ごとに設定された代表値（基本的には、各区分の中間値が代表値とされており、例えば、民事第一審訴訟事件の既済事件については、1月以内から5年超まで10段階に区分されており、1月以内の代表値は0.5月となる。）に、各区分ごとに集計された事件数を乗じたものの総合計を事件総数で除することにより算出されており、本報告書においても、この方式によっている。一例として、3月超6月以内の事件が4件、6月超1年以内の事件が5件、1年超2年以内の事件が1件の場合を想定すると、平均審理期間は、「(4.5月×4件+9月×5件+18月×1件)÷10件」で算出され、8.1月となる。

係属期間が2年を超える事件数については、平成26年（7679件）から増加している（【図5】）。

【図5】未済事件の係属期間別事件数の推移（民事第一審訴訟（全体））



※ 年度の下の数値は上が係属期間が2年を超える事件の、下が係属期間が5年を超える事件の数である。

民事第一審訴訟事件（全体）の終局区分別の事件割合については、判決又は取下げで終局した事件の割合（前回はそれぞれ43.6%，18.5%）が減少した一方で、和解で終局した事件の割合（前回は34.5%）が増加した。なお、過払金等事件以外で見ると、対席判決で終局したのは既済件数全体の3割弱（判決で終局した5割弱の事件のうち、対席判決によるものが6割弱）となっている。（【表6】）

【表6】終局区分別の既済件数及び事件割合（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））

| 事件の種類 | 民事第一審訴訟（全体） | 民事第一審訴訟（過払金等以外） |
|------------------|-----------------|-----------------|
| 既済件数 | 148,016 | 99,500 |
| 判決 | 61,323 41.4% | 45,425 45.7% |
| うち対席（%は判決に対する割合） | 36,803 60.0% | 26,098 57.5% |
| 和解 | 52,957 35.8% | 34,520 34.7% |
| 取下げ | 23,683 16.0% | 10,957 11.0% |
| それ以外 | 10,053 6.8% | 8,598 8.6% |

その余の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合，人証調べ実施率及び平均人証数）について，前回から大きな変化は見られない（【表7】【表8】）。

【表7】 審理期間別の既済件数及び事件割合（民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外)）

| 事件の種類 | 民事第一審訴訟 (全体) | 民事第一審訴訟 (過払金等以外) |
|---------|-----------------|---------------------|
| 既済件数 | 148,016 | 99,500 |
| 6月以内 | 84,526 57.1% | 55,177 55.5% |
| 6月超1年以内 | 29,845 20.2% | 19,296 19.4% |
| 1年超2年以内 | 24,903 16.8% | 18,587 18.7% |
| 2年超3年以内 | 6,259 4.2% | 4,661 4.7% |
| 3年超5年以内 | 2,130 1.4% | 1,564 1.6% |
| 5年を超える | 353 0.2% | 215 0.2% |

【表8】 人証調べ実施率及び平均人証数（民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外)）

| 事件の種類 | | 民事第一審訴訟 (全体) | 民事第一審訴訟 (過払金等以外) |
|----------|---------|-----------------|---------------------|
| 人証調べ実施率 | | 14.6% | 16.6% |
| 平均人証数 | | 0.4 | 0.4 |
| うち平均証人数 | | 0.1 | 0.1 |
| うち平均本人数 | | 0.3 | 0.3 |
| 人証調べ実施事件 | 平均人証数 | 2.7 | 2.7 |
| | うち平均証人数 | 0.9 | 0.9 |
| | うち平均本人数 | 1.8 | 1.8 |

2. 1. 2 個別の事件類型の概況

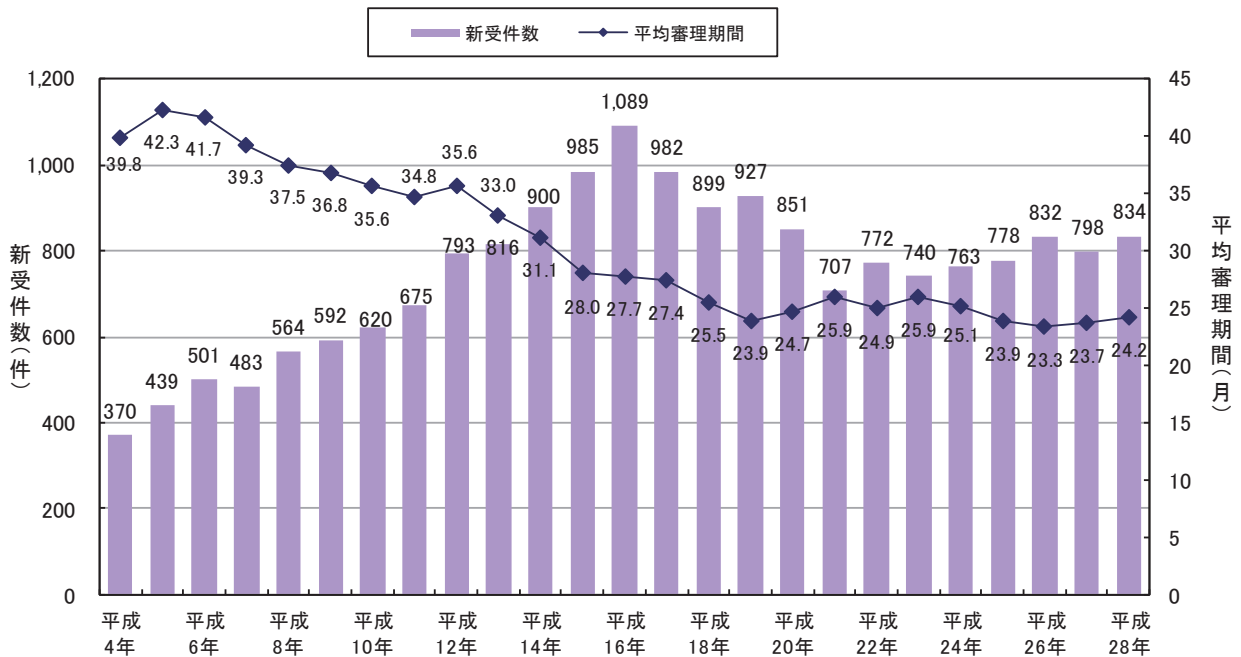
2. 1. 2. 1 医事関係訴訟の概況

医事関係訴訟の新受件数は、平成21年以降700件台で推移していたが、平成26年以降は年間800件前後となっている。平均審理期間は、争点整理期間が若干長期化した（平均争点整理期日回数が前回（8.8回）より若干増加した（【表9】）。）ことに伴って、平成26年より若干長期化している。（【図10】）

【表9】 平均期日回数及び平均期日間隔
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

| 事件の種類 | 医事関係訴訟 | 民事第一審訴訟 （全体） | 民事第一審訴訟 （過払金等以外） |
|------------------|--------|-----------------|---------------------|
| 平均期日回数 | 11.9 | 4.7 | 4.9 |
| うち平均口頭弁論 期日回数 | 2.5 | 2.0 | 1.9 |
| うち平均争点整理 期日回数 | 9.4 | 2.7 | 3.0 |
| 平均期日間隔(月) | 2.0 | 1.8 | 1.8 |

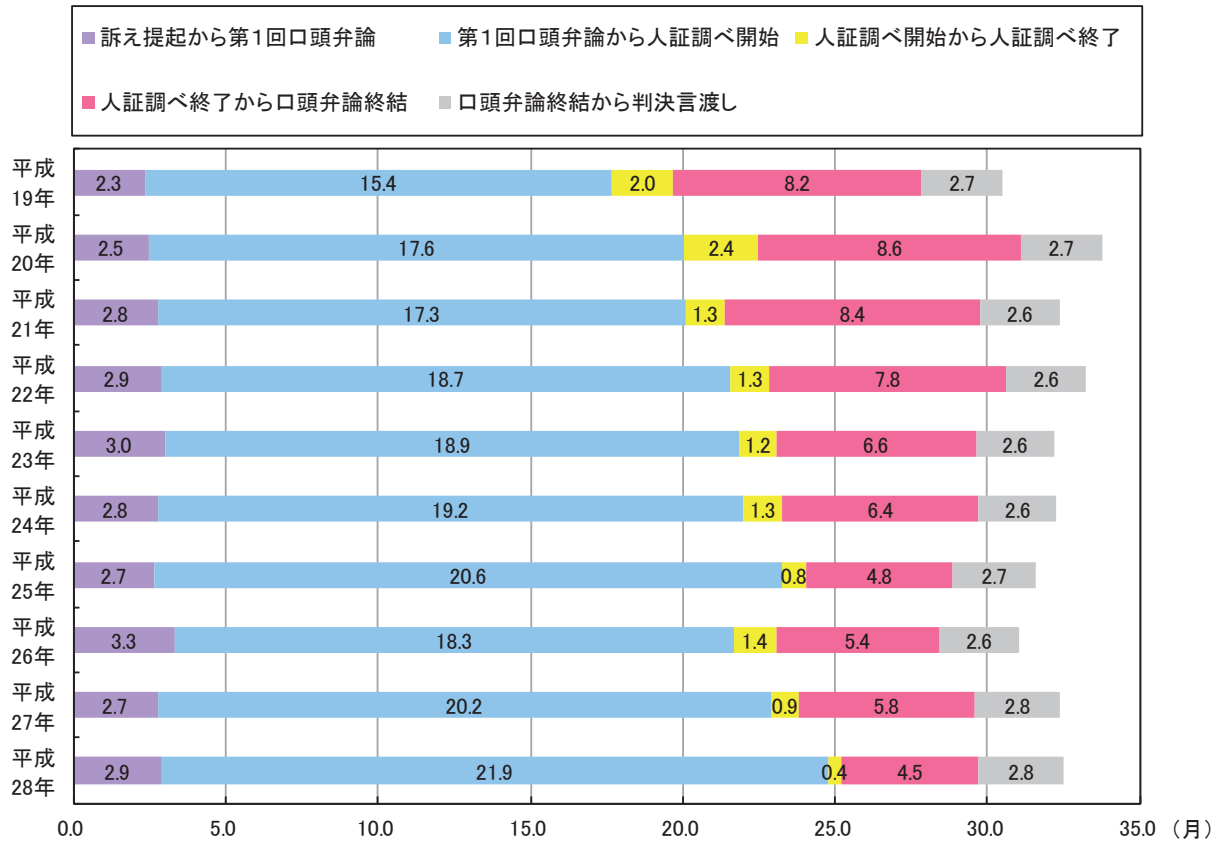
【図10】 新受件数及び平均審理期間の推移(医事関係訴訟)



※ 平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

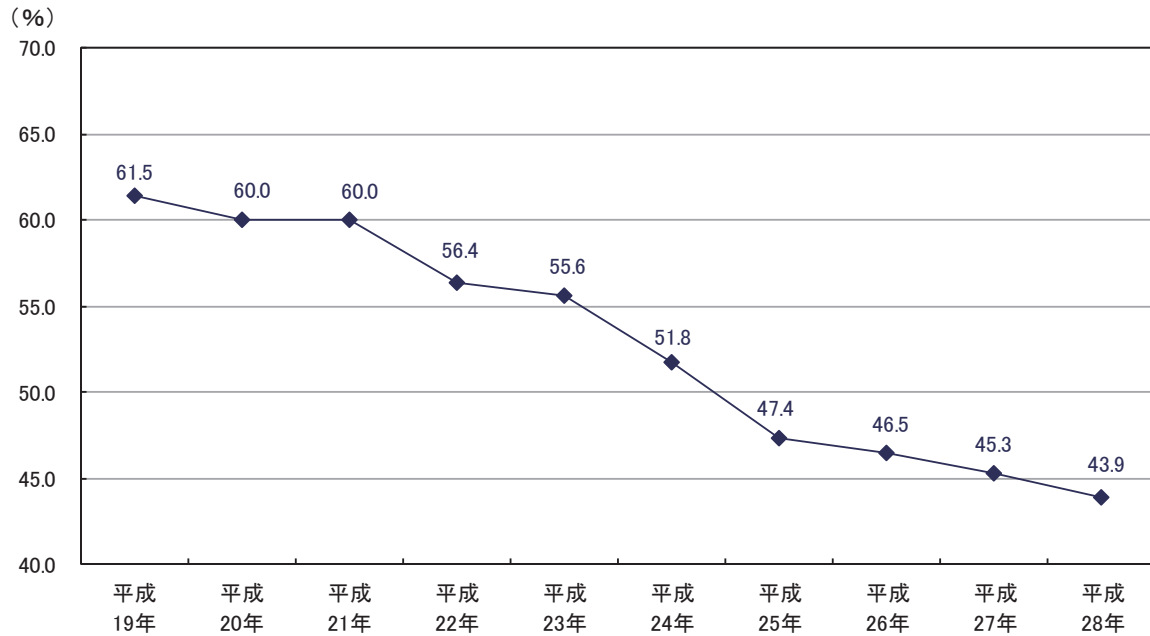
人証調べを実施して判決で終局した事件について見ると、前回とは異なり、人証調べ開始前の争点整理期間が長くなったことで、合計の平均審理期間も平成26年より長期化している（【図11】）。

【図11】 人証調べを実施して判決で終局した事件の手續段階別平均期間の推移(医事関係訴訟)



また、人証調べ実施率及び鑑定実施率については減少傾向が続いている（【図12】【表13】）。

【図12】 人証調べ実施率の推移(医事関係訴訟)



【表13】 鑑定実施件数及び鑑定実施率
(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

| 事件の種類 | | 医事関係訴訟 | 民事第一審訴訟 (全体) | 民事第一審訴訟 (過払金等以外) |
|-------|------|--------|-----------------|---------------------|
| 鑑定 | 実施件数 | 58 | 731 | 579 |
| | 実施率 | 7.7% | 0.5% | 0.6% |

その余の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合，終局区分別の既済件数及び事件割合）について，前回から大きな変化は見られず，民事第一審訴訟事件と比べて，審理期間が2年を超える事件の割合⁵や，和解で終局した事件の割合が高い水準にあることも，前回と同様である（【表14】【表15】）。

【表14】 審理期間別の既済件数及び事件割合
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

| 事件の種類 | 医事関係訴訟 | 民事第一審訴訟 （全体） | 民事第一審訴訟 （過払金等以外） |
|-----------|--------------|-----------------|---------------------|
| 既済件数 | 749 | 148,016 | 99,500 |
| 平均審理期間(月) | 24.2 | 8.6 | 8.8 |
| 6月以内 | 80 10.7% | 84,526 57.1% | 55,177 55.5% |
| 6月超1年以内 | 98 13.1% | 29,845 20.2% | 19,296 19.4% |
| 1年超2年以内 | 258 34.4% | 24,903 16.8% | 18,587 18.7% |
| 2年超3年以内 | 185 24.7% | 6,259 4.2% | 4,661 4.7% |
| 3年超5年以内 | 107 14.3% | 2,130 1.4% | 1,564 1.6% |
| 5年を超える | 21 2.8% | 353 0.2% | 215 0.2% |

【表15】 終局区分別の既済件数及び事件割合
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

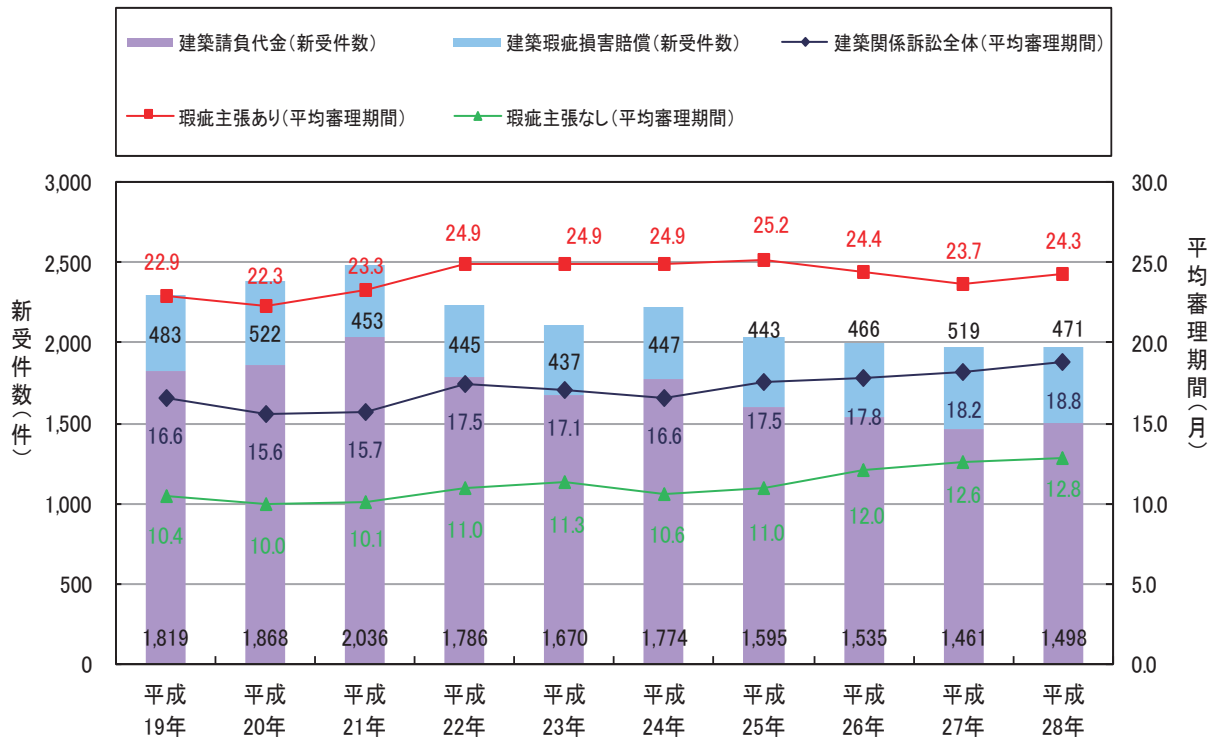
| 事件の種類 | 医事関係訴訟 | 民事第一審訴訟 （全体） | 民事第一審訴訟 （過払金等以外） |
|----------------------|--------------|-----------------|---------------------|
| 判決 | 262 35.0% | 61,323 41.4% | 45,425 45.7% |
| うち対席 （%は判決に対する割合） | 259 98.9% | 36,803 60.0% | 26,098 57.5% |
| 和解 | 399 53.3% | 52,957 35.8% | 34,520 34.7% |
| 取下げ | 38 5.1% | 23,683 16.0% | 10,957 11.0% |
| それ以外 | 50 6.7% | 10,053 6.8% | 8,598 8.6% |

⁵ 審理期間が2年を超える事件の割合は，「2年超3年以内」，「3年超5年以内」及び「5年を超える」の各欄に記載された割合を足し合わせる方法によって求めている。複数の審理期間区分を通じて割合を求める際，このような方法によることは，以下，特に断らない限り，本報告書において同様である。

2. 1. 2. 2 建築関係訴訟の概況

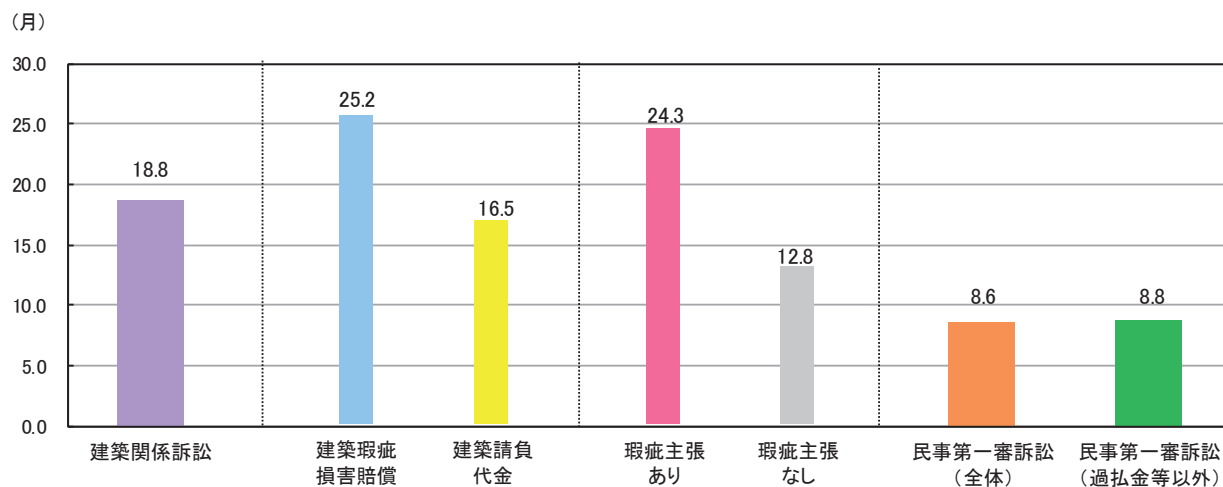
建築関係訴訟⁶の新受件数は、平成26年より若干減少しているが、同年と比べて、①比較的審理が長期化しやすい瑕疵主張のある建築関係訴訟が建築関係訴訟全体に占める割合（前回は46.3%）が5.6%増加したこと、②瑕疵主張のない建築関係訴訟で平均審理期間が長期化したこと等の影響で、建築関係訴訟全体の平均審理期間は、1.0月長期化した（【図16】【図17】【表18】）。

【図16】新受件数及び平均審理期間の推移（建築関係訴訟）



⁶ 建築関係訴訟には、建築瑕疵損害賠償事件（建物建築の施工等に瑕疵があったとして損害賠償を求める事件）と建築請負代金事件（建物建築に関する請負代金等を請求する事件）がある。

【図17】 平均審理期間(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)



【表18】 審理期間別の既済件数及び事件割合(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

| 事件の種類 | 建築瑕疵損害賠償 | 建築請負代金 | 瑕疵主張あり | 瑕疵主張なし | 民事第一審訴訟(全体) | 民事第一審訴訟(過払金等以外) |
|----------------------------|--------------|----------------|----------------|--------------|-----------------|-----------------|
| 既済件数 (%は建築関係訴訟に対する事件割合) | 533 26.2% | 1,498 73.8% | 1,054 51.9% | 977 48.1% | 148,016 - | 99,500 - |
| 平均審理期間(月) | 25.2 | 16.5 | 24.3 | 12.8 | 8.6 | 8.8 |
| 6月以内 | 49 9.2% | 452 30.2% | 97 9.2% | 404 41.4% | 84,526 57.1% | 55,177 55.5% |
| 6月超1年以内 | 84 15.8% | 244 16.3% | 165 15.7% | 163 16.7% | 29,845 20.2% | 19,296 19.4% |
| 1年超2年以内 | 178 33.4% | 461 30.8% | 376 35.7% | 263 26.9% | 24,903 16.8% | 18,587 18.7% |
| 2年超3年以内 | 118 22.1% | 218 14.6% | 232 22.0% | 104 10.6% | 6,259 4.2% | 4,661 4.7% |
| 3年超5年以内 | 83 15.6% | 109 7.3% | 151 14.3% | 41 4.2% | 2,130 1.4% | 1,564 1.6% |
| 5年を超える | 21 3.9% | 14 0.9% | 33 3.1% | 2 0.2% | 353 0.2% | 215 0.2% |

また、平均争点整理期日回数は、瑕疵主張のある建築関係訴訟で前回（10.0回）より減少した一方で、瑕疵主張のない建築関係訴訟で前回（4.3回）より増加し、後者の点は、上記②の長期化にも影響したと考えられる（【表19】）。

【表19】 平均期日回数及び平均期日間隔
（建築関係訴訟（調停に付された事件を除く）及び民事第一審訴訟事件）

| 事件の種類 | 建築瑕疵 損害賠償 | 建築請負代金 | 瑕疵主張あり | 瑕疵主張なし | 民事第一審訴訟 （全体） | 民事第一審訴訟 （過払金等以外） |
|------------------|--------------|--------|--------|--------|-----------------|---------------------|
| 平均期日回数 | 12.7 | 8.4 | 12.3 | 7.2 | 4.7 | 4.9 |
| うち平均口頭弁論 期日回数 | 2.7 | 2.4 | 2.7 | 2.3 | 2.0 | 1.9 |
| うち平均争点整理 期日回数 | 10.0 | 6.0 | 9.5 | 4.9 | 2.7 | 3.0 |
| 平均期日間隔(月) | 1.7 | 1.7 | 1.7 | 1.7 | 1.8 | 1.8 |

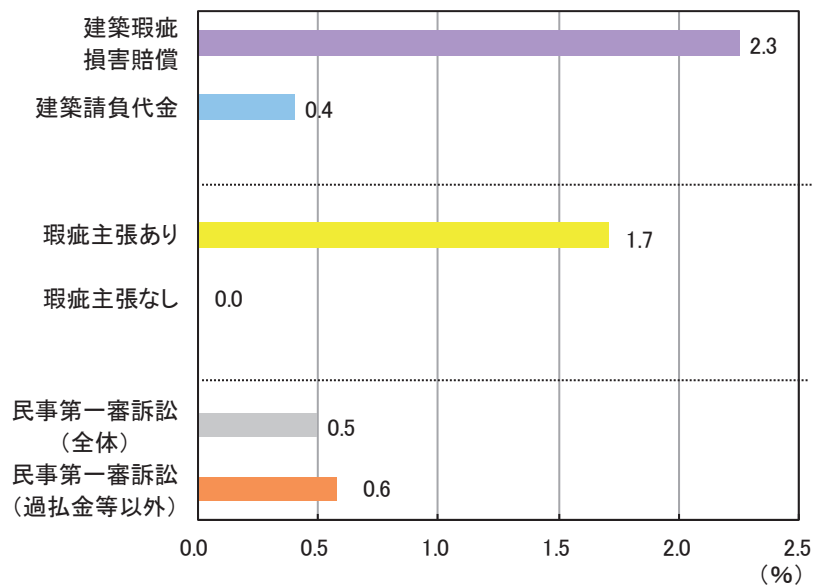
審理期間別の既済件数及び事件割合について、瑕疵主張のある建築関係訴訟において、6月以内の事件の割合が前回（8.6%）より増加した一方、審理期間が2年を超える事件の割合も前回（37.7%）より増加しており、民事第一審訴訟事件と比べて、審理期間が2年を超える事件の割合が高い水準にある（【表18】）。

鑑定実施率（瑕疵主張のある建築関係訴訟）は、平成18年以降で最も低い水準となっている（【図20】）。

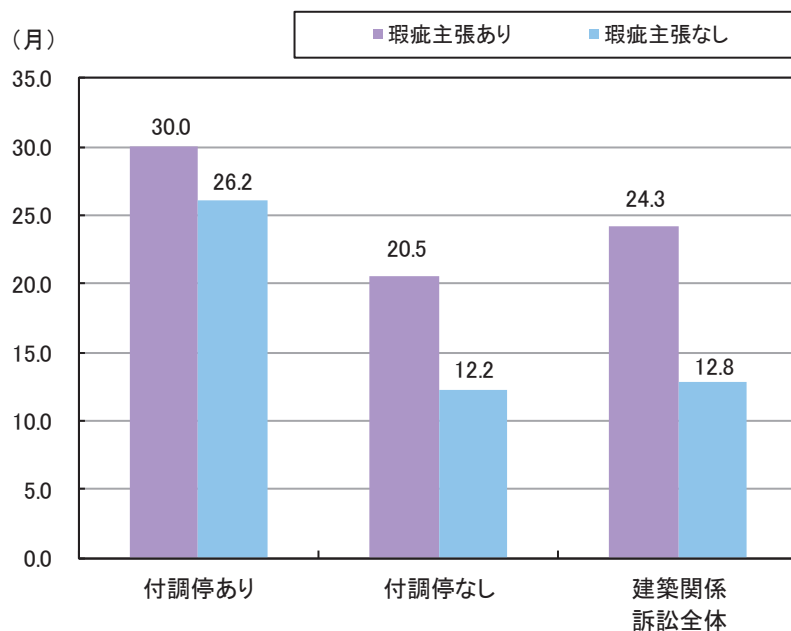
調停に付された瑕疵主張のある建築関係訴訟に係る平均審理期間は、前回（29.8月）より若干長期化した（【図21】）。

その他の主な統計データ（終局区分別の既済件数及び事件割合）について、前回から大きな変化は見られない（【表22】）。

【図20】 鑑定実施率（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）



【図21】 付調停の有無別の平均審理期間(建築関係訴訟)



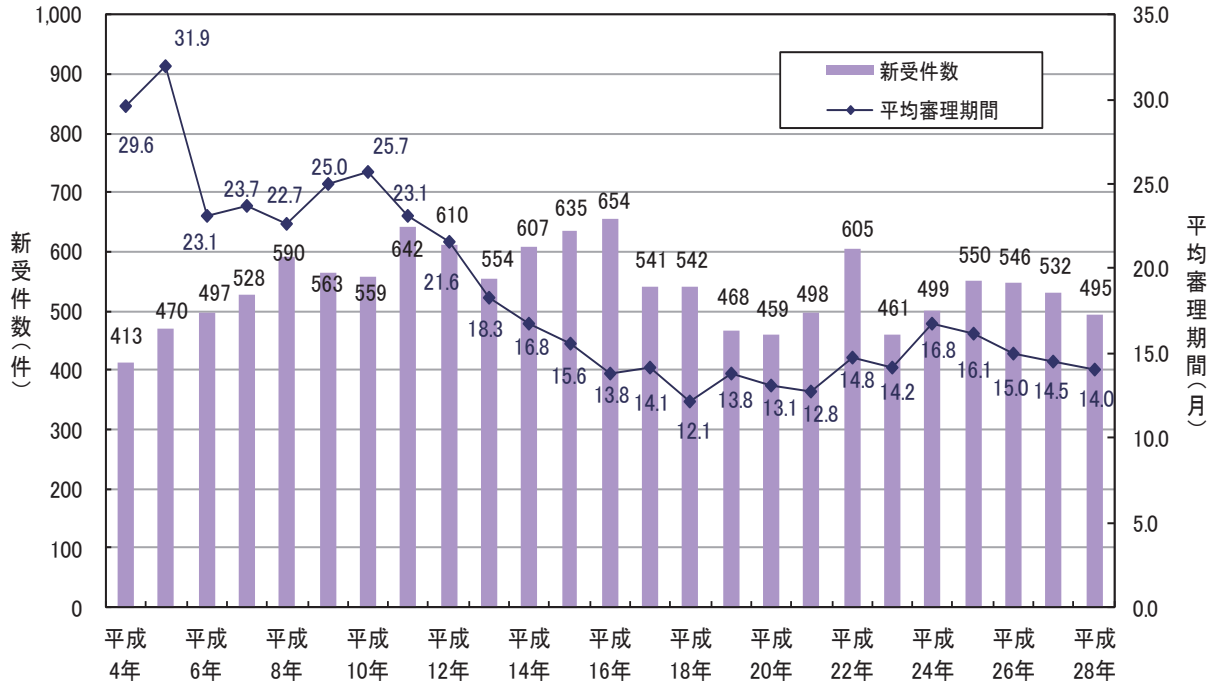
【表22】 終局区分別の既済件数及び事件割合(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

| 事件の種類 | 建築瑕疵 損害賠償 | 建築請負代金 | 瑕疵主張あり | 瑕疵主張なし | 民事第一審 訴訟(全体) | 民事第一審訴訟 (過払金等以外) |
|------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-----------------|---------------------|
| 判決 | 159 29.8% | 522 34.8% | 276 26.2% | 405 41.5% | 61,323 41.4% | 45,425 45.7% |
| うち対席(%は判決に対する割合) | 149 93.7% | 400 76.6% | 265 96.0% | 284 70.1% | 36,803 60.0% | 26,098 57.5% |
| 和解 | 184 34.5% | 651 43.5% | 428 40.6% | 407 41.7% | 52,957 35.8% | 34,520 34.7% |
| 取下げ | 176 33.0% | 264 17.6% | 320 30.4% | 120 12.3% | 23,683 16.0% | 10,957 11.0% |
| それ以外 | 14 2.6% | 61 4.1% | 30 2.8% | 45 4.6% | 10,053 6.8% | 8,598 8.6% |

2. 1. 2. 3 知的財産権訴訟の概況

知的財産権訴訟⁷の新受件数は平成26年より減少した。平均審理期間は、同年と比べて短縮し、平成25年以降短縮傾向にある（【図 23】）。

【図23】 新受件数及び平均審理期間の推移(知的財産権訴訟)



※ 平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

審理期間が6月以内の事件の割合（前回は25.5%）及び2年を超える事件の割合（前回は15.5%）が、前回よりいずれも減少した一方で、6月超2年以内の事件の割合が前回（58.9%）より増加した（【表 24】）。

【表24】 審理期間別の既済件数及び事件割合
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

| 事件の種類 | 知的財産権訴訟 | 民事第一審訴訟 (全体) | 民事第一審訴訟 (過払金等以外) |
|-----------|--------------|-----------------|---------------------|
| 既済件数 | 538 | 148,016 | 99,500 |
| 平均審理期間(月) | 14.0 | 8.6 | 8.8 |
| 6月以内 | 132 24.5% | 84,526 57.1% | 55,177 55.5% |
| 6月超1年以内 | 144 26.8% | 29,845 20.2% | 19,296 19.4% |
| 1年超2年以内 | 190 35.3% | 24,903 16.8% | 18,587 18.7% |
| 2年超3年以内 | 57 10.6% | 6,259 4.2% | 4,661 4.7% |
| 3年超5年以内 | 15 2.8% | 2,130 1.4% | 1,564 1.6% |
| 5年を超える | 0 0.0% | 353 0.2% | 215 0.2% |

⁷ 知的財産権訴訟とは、事件票において「知的財産金銭」又は「知的財産」に区分される訴訟を指す。

その他、人証調べ実施率の増加（前回は10.7%）や人証調べを実施した事件における平均審理期間の短縮（前回は25.8月）といった点に前回からの変化が見られる（【表25】【表26】）。

その余の主な統計データ（訴訟代理人の選任状況、争点整理手続の実施件数及び実施率）について、前回から大きな変化は見られず、民事第一審訴訟事件と比べると、訴訟代理人の選任割合、争点整理手続実施率がいずれも顕著に高い水準であることは、前回と同様である（【表27】【表28】）。

【表25】 人証調べ実施率及び平均人証数
（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件）

| 事件の種類 | 知的財産権訴訟 | 民事第一審訴訟 （全体） | 民事第一審訴訟 （過払金等以外） |
|---------------------|---------|-----------------|---------------------|
| 人証調べ実施率 | 13.4% | 14.6% | 16.6% |
| 平均人証数 | 0.4 | 0.4 | 0.4 |
| 平均人証数 （人証調べ実施事件） | 3.0 | 2.7 | 2.7 |

【表26】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間（知的財産権訴訟）

| | |
|-------------|------|
| 平均審理期間（月） | 23.1 |
| 平均人証調べ期間（月） | 0.2 |

【表27】 訴訟代理人の選任状況
（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件）

| 事件の種類 | 知的財産権訴訟 | 民事第一審 訴訟（全体） | 民事第一審 訴訟（過払 金等以外） |
|----------------|--------------|-----------------|-------------------------|
| 双方に 訴訟代理人 | 421 78.3% | 64,190 43.4% | 46,263 46.5% |
| 原告側のみ 訴訟代理人 | 64 11.9% | 55,582 37.6% | 31,055 31.2% |
| 被告側のみ 訴訟代理人 | 35 6.5% | 4,389 3.0% | 3,035 3.1% |
| 本人による | 18 3.3% | 23,855 16.1% | 19,147 19.2% |

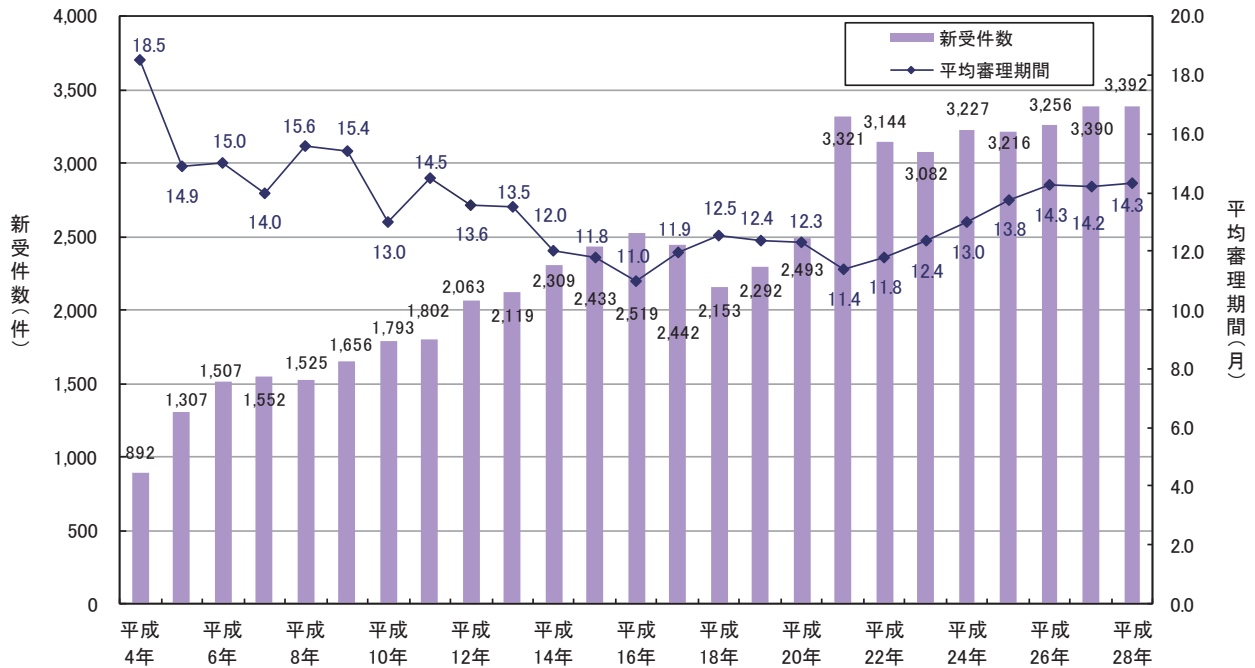
【表28】 争点整理手続の実施件数及び実施率
（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件）

| 事件の種類 | | 知的財産権訴訟 | 民事第一審訴訟 （全体） | 民事第一審訴訟 （過払金等以外） |
|-----------------------|------|---------|-----------------|---------------------|
| 争 手 点 統 理 | 実施件数 | 434 | 59,614 | 43,196 |
| | 実施率 | 80.7% | 40.3% | 43.4% |

2. 1. 2. 4 労働関係訴訟等の概況

労働関係訴訟⁸については、平成21年以降新受件数が高い水準で推移していることの影響もあって、平均審理期間が長期化傾向にある（【図 29】）。

【図29】 新受件数及び平均審理期間の推移（労働関係訴訟）



※ 平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

審理期間別の事件割合について、6月以内の事件の割合は前回（21.7%）より減少し、民事第一審訴訟事件と比べると顕著に低い。これに対し、1年超2年以内の事件の割合は前回（38.3%）より若干減少したが、前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べると顕著に高い（【表 30】）。

【表30】 審理期間別の既済件数及び事件割合（労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

| 事件の種類 | 労働関係訴訟 | 民事第一審訴訟 (全体) | 民事第一審訴訟 (過払金等以外) |
|-----------|----------------|-----------------|---------------------|
| 既済件数 | 3,400 | 148,016 | 99,500 |
| 平均審理期間(月) | 14.3 | 8.6 | 8.8 |
| 6月以内 | 690 20.3% | 84,526 57.1% | 55,177 55.5% |
| 6月超1年以内 | 1,013 29.8% | 29,845 20.2% | 19,296 19.4% |
| 1年超2年以内 | 1,282 37.7% | 24,903 16.8% | 18,587 18.7% |
| 2年超3年以内 | 329 9.7% | 6,259 4.2% | 4,661 4.7% |
| 3年超5年以内 | 74 2.2% | 2,130 1.4% | 1,564 1.6% |
| 5年を超える | 12 0.4% | 353 0.2% | 215 0.2% |

⁸ 労働関係訴訟とは、事件票において「労働金銭」又は「労働」に区分される訴訟を指す。

また、終局区分別の事件割合について、判決で終局した事件の割合が前回（32.0%）より減少したのに対し、和解で終局した事件の割合は前回（53.7%）より増加した。民事第一審訴訟事件と比べると、和解で終局した事件の割合が高い点は、前回と同様である（【表 31】）。

【表31】 終局区分別の既済件数及び事件割合
（労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

| 事件の種類 | 労働関係訴訟 | 民事第一審訴訟 （全体） | 民事第一審訴訟 （過払金等以外） |
|----------------------|----------------|-----------------|---------------------|
| 判決 | 883 26.0% | 61,323 41.4% | 45,425 45.7% |
| うち対席 （%は判決に対する割合） | 831 94.1% | 36,803 60.0% | 26,098 57.5% |
| 和解 | 2,090 61.5% | 52,957 35.8% | 34,520 34.7% |
| 取下げ | 291 8.6% | 23,683 16.0% | 10,957 11.0% |
| それ以外 | 136 4.0% | 10,053 6.8% | 8,598 8.6% |

なお、労働審判事件に係る終局事由別の事件割合について、調停成立で終局した事件の割合は前回（67.9%）より増加し、労働審判で終局した事件の割合は前回（18.6%）より減少している（【表 32】）。労働審判事件の平均審理期間は、前回（79.5日）より若干短縮した（【表 33】）。

【表32】 終局事由別の既済件数及び事件割合（労働審判事件）

| 事件の種類 | 労働審判事件 |
|--------|----------------|
| 労働審判 | 503 14.3% |
| 調停成立 | 2,551 72.4% |
| 24条終了 | 128 3.6% |
| 取下げ | 305 8.7% |
| 却下・移送等 | 37 1.0% |

| 労働審判 | | 件数 |
|-----------|--|-----|
| うち異議申立てあり | | 316 |
| うち異議申立てなし | | 187 |

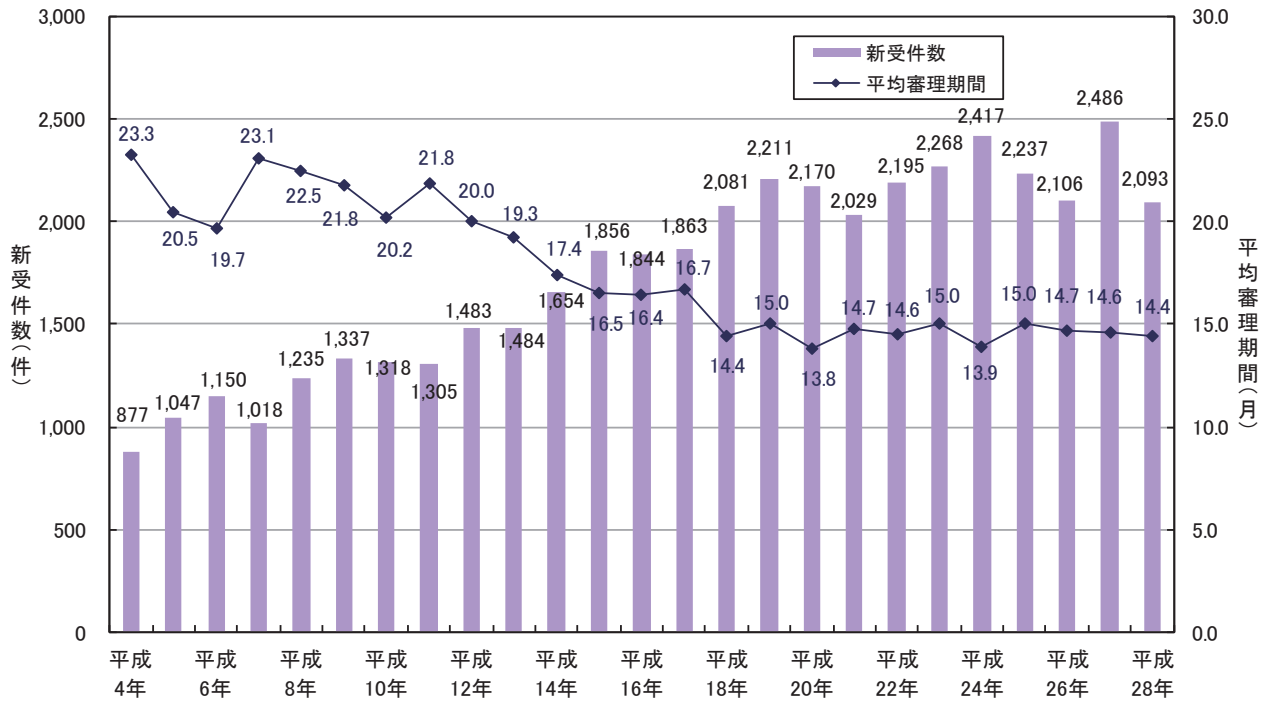
【表33】 審理期間別の既済件数、事件割合及び平均審理期間
（労働審判事件）

| 事件の種類 | 労働審判事件 |
|-----------|----------------|
| 既済件数 | 3,524 |
| 平均審理期間(日) | 79.1日 |
| 1月以内 | 96 2.7% |
| 1月超2月以内 | 1,072 30.4% |
| 2月超3月以内 | 1,271 36.1% |
| 3月超6月以内 | 1,051 29.8% |
| 6月超 | 34 1.0% |

2. 1. 2. 5 行政事件訴訟の概況

行政事件訴訟⁹の新受件数及び平均審理期間は、ともに平成 18 年以降の推移の範囲内に収まっているが、平成 26 年と比べて平均審理期間が若干短縮した（【図 34】）。

【図34】 新受件数及び平均審理期間の推移(行政事件訴訟)



当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は前回（61.6%）より 10.7%減少し（【表 35】），人証調べ実施率は前回（28.9%）より 6.2%減少した（【表 36】）。双方に訴訟代理人が選任された事件及び人証調べを実施した事件はいずれも平均審理期間が長い傾向にあること（【図 37】【表 38】）から、平均審理期間の短縮はこれらの事件割合の減少が影響したものと考えられる。

【表35】 訴訟代理人の選任状況
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

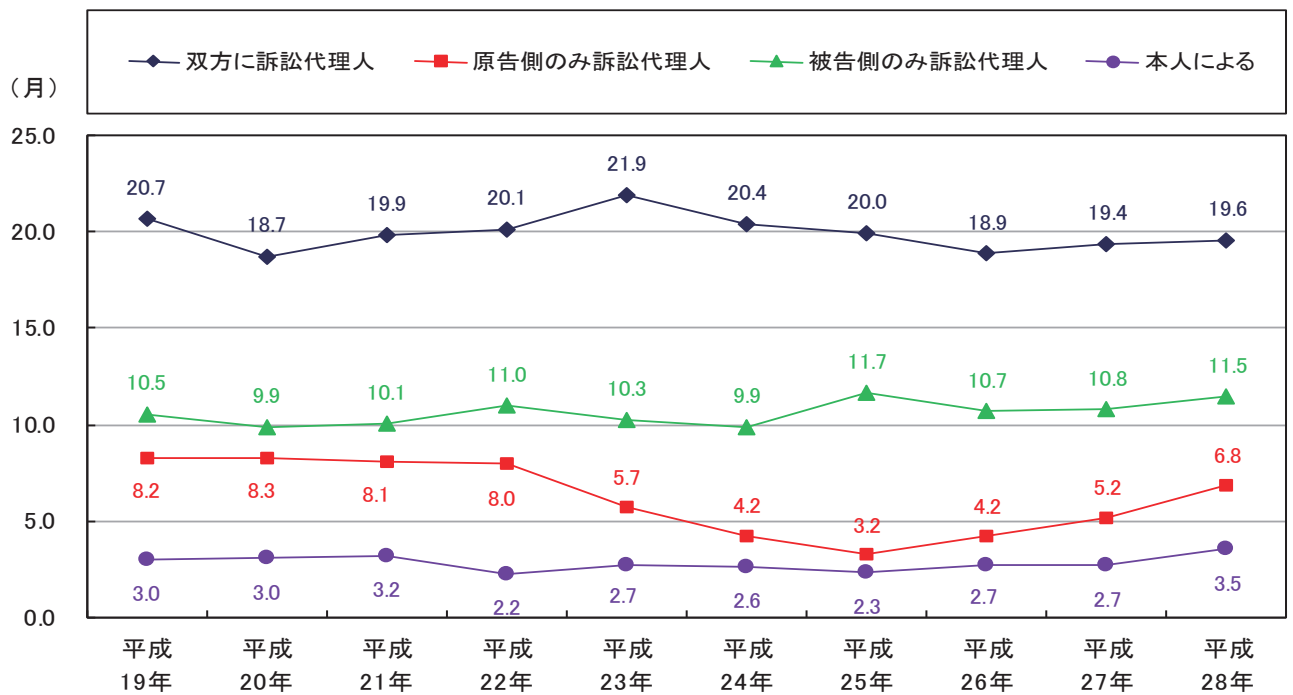
| 事件の種類 | 行政事件訴訟 | 民事第一審訴訟(全体) | 民事第一審訴訟(過払金等以外) |
|------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 双方に訴訟代理人 | 1,210 50.9% | 64,190 43.4% | 46,263 46.5% |
| 原告側のみ訴訟代理人 | 98 4.1% | 55,582 37.6% | 31,055 31.2% |
| 被告側のみ訴訟代理人 | 771 32.5% | 4,389 3.0% | 3,035 3.1% |
| 本人による | 296 12.5% | 23,855 16.1% | 19,147 19.2% |

⁹ 行政事件訴訟とは、抗告訴訟(取消訴訟, 不作為の違法確認訴訟, 無効等確認訴訟, 義務付け訴訟, 差止訴訟), 当事者訴訟, 民衆訴訟及び機関訴訟を指し, 国又は地方公共団体を被告とする国家賠償請求訴訟を含まない。

【表36】 人証調べ実施率及び平均人証数
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

| 事件の種類 | 行政事件訴訟 | 民事第一審訴訟 (全体) | 民事第一審訴訟 (過払金等以外) |
|---------------------|--------|-----------------|---------------------|
| 人証調べ実施率 | 22.7% | 14.6% | 16.6% |
| 平均人証数 | 0.5 | 0.4 | 0.4 |
| 平均人証数 (人証調べ実施事件) | 2.1 | 2.7 | 2.7 |

【図37】 訴訟代理人選任状況別の平均審理期間の推移(行政事件訴訟)



【表38】 人証調べを実施した事件における平均
審理期間及び平均人証調べ期間(行
政事件訴訟)

| | |
|-------------|------|
| 平均審理期間(月) | 25.3 |
| 平均人証調べ期間(月) | 0.6 |

その余の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合、終局区分別の既済件数及び事件割合、争点整理手続の実施件数及び実施率）について、前回から大きな変化は見られず、民事第一審訴訟事件と比べると、審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高いこと、大半の事件が判決で終局すること、争点整理手続の実施率が顕著に低いことは、前回と同様である（【表39】【表40】【表41】）。

【表39】 審理期間別の既済件数及び事件割合
（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件）

| 事件の種類 | 行政事件訴訟 | 民事第一審訴訟 （全体） | 民事第一審訴訟 （過払金等以外） |
|-----------|--------------|-----------------|---------------------|
| 既済件数 | 2,375 | 148,016 | 99,500 |
| 平均審理期間(月) | 14.4 | 8.6 | 8.8 |
| 6月以内 | 583 24.5% | 84,526 57.1% | 55,177 55.5% |
| 6月超1年以内 | 745 31.4% | 29,845 20.2% | 19,296 19.4% |
| 1年超2年以内 | 707 29.8% | 24,903 16.8% | 18,587 18.7% |
| 2年超3年以内 | 213 9.0% | 6,259 4.2% | 4,661 4.7% |
| 3年超5年以内 | 106 4.5% | 2,130 1.4% | 1,564 1.6% |
| 5年を超える | 21 0.9% | 353 0.2% | 215 0.2% |

【表40】 終局区分別の既済件数及び事件割合
（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件）

| 事件の種類 | 行政事件訴訟 | 民事第一審訴訟 （全体） | 民事第一審訴訟 （過払金等以外） |
|----------------------|----------------|-----------------|---------------------|
| 判決 | 1,847 77.8% | 61,323 41.4% | 45,425 45.7% |
| うち対席 （%は判決に対する割合） | 1,644 89.0% | 36,803 60.0% | 26,098 57.5% |
| 和解 | 19 0.8% | 52,957 35.8% | 34,520 34.7% |
| 取下げ | 321 13.5% | 23,683 16.0% | 10,957 11.0% |
| それ以外 | 188 7.9% | 10,053 6.8% | 8,598 8.6% |

【表41】 争点整理手続の実施件数及び実施率
（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件）

| 事件の種類 | | 行政事件訴訟 | 民事第一審訴訟 （全体） | 民事第一審訴訟 （過払金等以外） |
|--------|------|--------|-----------------|---------------------|
| 争点整理手続 | 実施件数 | 434 | 59,614 | 43,196 |
| | 実施率 | 18.3% | 40.3% | 43.4% |

2. 2 民事第一審訴訟事件に係る実情調査の概要と検証

1 実情調査の位置付け（目的）

民事第一審訴訟事件については、第6回報告書でも指摘したとおり、争点整理期間が若干長くなり、それに伴って全体の審理期間が長期化する傾向にある。争点整理は、裁判所と当事者との間で主要な争点や重要な証拠について認識を共有することにより、攻撃防御を当該争点に集中させ、必要な人証を集中して調べることで、充実した審理を迅速に行うためのものであるところ、争点整理期間が長期化している状況からは、このような認識共有の作業が必ずしも円滑に行われていないことがうかがわれる。そこで、今回の検証では、認識共有の現状等や、認識共有を阻害する要因を分析し、認識共有のための実務上の工夫及びそのあい路に係る実情調査を行うこととした。また、付随的に、合議体による審理の活用の実情や、法曹人口が増加する一方で民事訴訟事件が減少ないし横ばいとなっている要因等についても調査対象とした。これらの点について調査するため、平成28年2月及び9月に、大規模、中規模及び小規模の地方裁判所本庁各1庁の計3庁の裁判所並びに上記本庁3庁に対応する単位弁護士会に対して実情調査を行った。

実情調査の結果及びそれを踏まえた検証検討会での議論等の要点は、次のとおりである。

2 争点整理における裁判所と当事者との間の認識共有

(1) 実情調査の結果

ア 認識共有の現状等

裁判所の側からは、①単純な事件において、準備書面の記載等から当事者との間で認識にそごがないと確認できる場合には、明示的に争点等を確認していないが、それ以外の場合には、特に争点整理の中盤から終盤に掛けて、争点の軽重や重要な間接事実が何かという点について、釈明権の行使や暫定的心証開示等を通じて認識共有を図っている、②争点整理の結果の記録化については、審理の過程で重要な事項を調書に記載するほか、複雑な事件では争点整理表等を作成することもあるが、弁論準備手続終結段階で争点等を調書に記載することは必ずしも多くなく、記載する場合も、争いのある主要事実を摘示する程度にとどまることが多いといった現状認識が示された。

他方、代理人の側からは、①裁判所から求釈明を受けることはあっても、争点やその軽重を明示的に確認されることは少ない、②争点整理序盤における訴訟指揮については裁判官ごとに大きな違いはないが、中盤以降は積極的に自らの認識を明示して的確に整理を進める裁判官とそうでない裁判官に分かれるといった指摘がされている。

そして、裁判所と当事者との間で認識が共有できた事件では、争点整理が円滑に進み、早期に和解や判決に至っているが、認識の共有が図られなかった事件では、認識のそごが生じ、①裁判所が求めた事項と異なる内容が記載された準備書面が提出される、②代理人が過剰な主張立証を行って争点が拡散する、③争点の位置付けや軽重に関する認識のそごが審理終盤で明らかになる、④当事者が不意打ちと感じる判決が出されるといった弊害が生ずることがある。

イ 認識共有を阻害する要因

裁判所と当事者との間の認識共有を阻害する客観的要因（事件の性質の変化等）としては、新たな専門的知見を要する事件や非典型的な事件（裁判所及び当事者の一方又は双方に知見の蓄積がない。）、感情的対立の激しい事件といった認識共有の難しい事件の増加が挙げられる。

また、裁判の担い手（裁判所及び当事者）に関する要因としては、①裁判官の争点整理に対する消極的姿勢のほか、②本人に対する代理人の影響力の低下、③争点整理に対する代理人の受動的姿勢、④争点整理段階における心証開示等に関する裁判官と代理人の意識のそご（それぞれの手続段階に応じて事案の解明を目指す裁判官のアプローチと裁判官の時々的心証に集中しがちな代理人のアプローチの違い）といった点が挙げられる。

ウ 認識共有のための工夫及びあい路

裁判所は、当事者との間で争点等についての認識を共有するため、釈明権の行使や暫定的心証開示を行い、口頭の議論の活性化を図っているが、釈明権の行使や暫定的心証開示によっても裁判所の意図が当事者に正確に伝わらないことがあり、裁判所と当事者との認識共有が進まなかったり、当事者からの予期しない反応や過剰な主張立証を招きかえって争点が拡散したりするといったあい路がある。これに対しては、①求釈明等の際に裁判所の問題意識や根拠、思考過程を具体的に説明する、②暫定的心証開示の際に、飽くまでも現時点における裁判所の認識であり誤解等があれば指摘してほしい旨を説明した上で、結論ではなく枠組みを提示するといった工夫がされている。また、口頭の議論の活性化については、裁判所及び代理人の準備不足や、代理人が裁判所の心証への影響等を懸念して即答を避ける傾向があるといったあい路があり、これに対しては、①十分な準備ができるように集中的な口頭の議論を行う期日を事前に予告する、②議論の際に理解を助けるため一覧表等の書面やホワイトボード等のツールを活用するといった工夫がされている。

そして、認識共有が図られたことの確認等の観点から、争点整理の結果について調書記載等による記録化が行われているが、記載の正確性の確保や当事者との調整のために相応の労力と時間が必要となるといったあい路があり、これに対しては、認識共有のためのツールと割り切って余り厳密な記載を目指さないといった工夫がされている。

さらに、審理の見通しについての認識を共有し、迅速な審理を実現するため、計画的審理も

行われているが、計画を立てても予定どおり進行しないことが多いといったあい路があり、これに対しては、①審理状況に応じて考えられる当面の進行を当事者に伝え、和解協議等の意向を聴取しつつ認識共有を図る、②事案に応じて、期日でのやり取りや今後の双方当事者への「宿題」等を記載したメモを当事者に渡すといった工夫がされている。なお、大規模庁を中心に、裁判所と弁護士会との間で争点整理のプラクティスに関する意見交換が行われ、認識共有の促進においても一定の成果を上げているが、そのような意見交換に参加していない裁判官・弁護士への成果の還元が課題となっている。

(2) 検証検討会での議論

検証検討会では、争点整理期間の長期化の一因である認識共有の客観的阻害要因について、法律構成自体から整理が必要となる非典型的な損害賠償請求事件の増加等の影響が大きいとの意見があった。この点については、非典型的な事件の中にも、インターネット関係の事件や新たな金融商品に係る損害賠償請求事件のように、当初は認識共有が困難でもノウハウが蓄積することにより定型化が進んでいく事件もあり、このような事件については、定型化に向けた工夫が必要であるとの意見も出された。

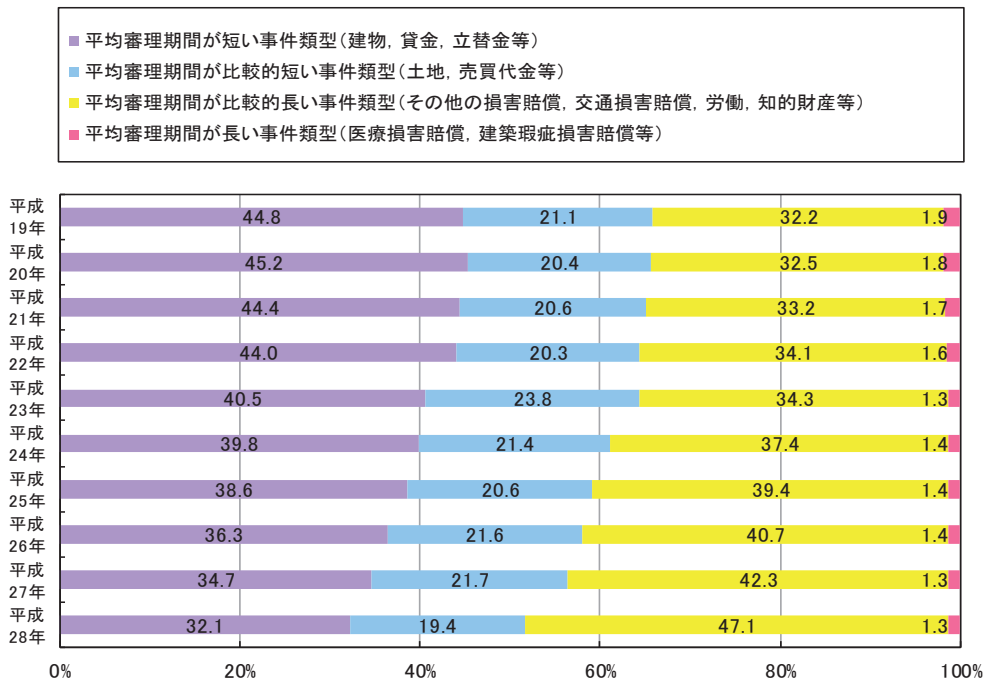
また、認識共有を阻害する裁判の担い手に関する要因については、裁判所と当事者との間で明示的に争点等を確認していない事件においては争点が拡散するなどして期日が一、二回余分に行われることもあるのではないかと指摘があったほか、裁判官、代理人ともに争点整理が双方向のコミュニケーションの場であるとの意識が不足しているとの意見があり、実情調査においても、当事者と認識を共有するという意識自体が希薄なのではないかと印象を受ける裁判官もいたとの指摘もあった。他方、代理人については、争点整理が裁判所と代理人とで協働して行うものであるとの認識が既に定着しているとの意見もあったが、現状ではなお受動的な姿勢にとどまっている代理人が多いとの意見もあった。そして、これらを踏まえ、争点等について裁判所と当事者との間で認識共有を促進していくためには、①争点等を言葉に出して確認することについての裁判官、代理人双方の意識付けが重要である、②裁判官及び代理人がそれぞれどのような役割を果たすべきかを考える必要がある、③争点整理を実質化するには代理人の努力も必要であるがまずは裁判官の工夫により突破口を見つけるべきであるといった意見が出された。

(3) 関連する定量的データ

ここで、認識共有を阻害する客観的要因に関し、若干の定量的データを説明しておく。

【図】は、平成19年のデータを基準に平均審理期間の長短で事件類型を4分類した上¹⁰、各年の民事第一審訴訟（人事訴訟事件及び「金銭のその他」事件を除く）の既済事件総数に占める割合の推移を見たものである。事件票上の事件の分類が現在のものとなった平成19年以降、平均審理期間が短い事件類型（建物、貸金等）の既済件数の割合は減少し、他方、平均審理期間が比較的長い事件類型（その他の損害賠償（非典型的な損害賠償請求事件が多いと思われる。）や労働、知的財産等）の既済件数の割合が増加していることが分かる。ところで、平均審理期間の長短に照らすと、前者の事件類型は単純平易なものが多いのに対し、後者の事件類型は相当程度複雑困難なものが多いと考えられる。そうすると、定量的データからも、近年、単純平易な事件の大幅な減少及び相当程度複雑困難な事件の大幅な増加により、事件全体としては複雑困難化が進んでおり、特に、争点等についての認識共有が困難となる非典型的な損害賠償請求事件が増加しているといえることができる。

【図】 平均審理期間による事件類型別既済件数の割合の推移



¹⁰ 平成19年において、平均審理期間が6月以下の事件類型（建物、貸金、立替金、請求異議）を「平均審理期間が短い事件類型」、6月超12月以下の事件類型（土地、その他、売買代金、金銭債権存否、手形異議、第三者異議、手形金）を「平均審理期間が比較的短い事件類型」、12月超18月以下の事件類型（その他の損害賠償、交通損害賠償、建築請負代金、労働金銭、労働、知的財産金銭、土地境界、知的財産、責任追及等）を「平均審理期間が比較的長い事件類型」、18月超の事件類型（医療損害賠償、建築瑕疵損害賠償、公害損害賠償、公害差止め）を「平均審理期間が長い事件類型」に分類した。これら4類型の内訳は、平成19年から平成28年の間、おおむね変化がない。

(4) 今後に向けての検討

争点整理期間の長期化傾向は前回から大きな変化が見られない¹¹。争点整理手続を円滑に進めるためには、裁判所と当事者との間で主要な争点や重要な証拠についての認識を共有していくことが肝要であるところ、実情調査の結果からは、この認識共有が必ずしも円滑に行われていない場合があることがうかがわれる。

非典型的な損害賠償請求事件など比較的複雑困難な事件が増加している中で、適切かつ迅速な審理を実現するためには、裁判所と当事者との間での争点等についての認識共有を図る必要性がより一層高まっている一方で、認識共有の困難性も増大している。そうである以上、手続に携わる裁判所及び代理人は、認識共有を進める上で何をすべきかを十分に意識しそれぞれ必要な役割を果たしていくことが求められる。この点、裁判所においては、単に当事者の主張反論を促して対比するだけでなく、釈明権の行使や暫定的心証開示を適切に行い、口頭の議論を活性化させることが重要である。そして、このような役割を適切に果たすため、①釈明権行使等の際に、裁判所の問題意識や根拠、思考過程を具体的に説明する、②口頭の議論を活性化させるため、集中的な口頭の議論を行う期日を事前に予告して準備を促すといった工夫がされており、裁判所と弁護士会との間でも争点整理のプラクティスに関する意見交換が行われているところである。

もっとも、前記のとおり、裁判所の心証開示等が不十分であるとの認識を持っている代理人もなお少なくなく、当事者と認識を共有するという意識自体が希薄なのではないかとの印象を受ける裁判官もいたとの指摘もある。そこで、裁判所としては、事前準備を十分に行った上で、自らの認識をより意識的に示し、当事者との間で積極的に認識共有を図っていく必要があると思われる。釈明権の行使や暫定的心証開示については、争点整理に対する裁判所と代理人のアプローチに違いがあり、代理人の関心がその時々裁判所の心証に集中しがちであること等をも踏まえ、裁判所の意図がより正確に伝わるよう、具体的な方法を更に検討することが必要であるし、認識共有ができたことを明示的に確認すること等も求められよう。また、認識にそごが残るおそれを減らすとともに、共有された認識の内容を客観的に確認できるようにするという観点から、争点整理の結果の記録化の在り方について引き続き検討することも必要であろう。さらに、メリハリのある争点整理手続を進め、真の争点に審理を集中させるためには、大まかな審理計画についても裁判所と当事者との間で認識を共有しておくことも有益といえ、そのための方策についての検討も課題となる。

他方、代理人には、争点整理は裁判所が主導的に行うものとして受動的な姿勢で臨むのではなく、争点の解明に主体的に関わり、共通基盤の形成を裁判所と協働して行うという発想をより

¹¹ 人証調べを実施して対席判決で終局した事件における第1回口頭弁論期日から人証調べ開始までの平均期間は、前は12.9月であるところ、平成28年は13.5月と長期化している。

強く持ち、当事者本人からの事情聴取などの事前準備を十分に行うことはもちろん、主張書面の作成においても実質的な争点を意識した記載を心掛けるなどすることも望まれるように思われる。また、上記のようなアプローチの違いを超えて、争点整理が双方向のコミュニケーションを通じて認識共有を目指すプロセスであることについてのイメージを共有し、裁判官による釈明権の行使や暫定的心証開示はこのようなプロセスの一環として行われているものであることへの理解をより深めることも必要であろう。そして、裁判所と弁護士会との間での協議の場を利用してこれらのプラクティスを更に洗練されたものとするだけでなく、そのような協議に参加していない裁判官や弁護士にも協議の成果を還元し、具体的な争点整理の改善に結びつけていくことも求められる。

3 合議体による審理の活用

(1) 実情調査の結果

庁の規模等による態勢の違いにもかかわらず、いずれの庁においても合議体による審理の活用に積極的に取り組まれており、代理人からも好意的に受け止められていた。合議に付す事件の選別に当たっては、事件の種類や規模、当事者の属性、判断が社会に与える影響等のほか、合議の未済件数、単独事件処理の繁忙度といった要素が考慮されている。付合議基準を策定したり、新件受理時に合議相当性を合議体で検討したり、定期的に単独事件の状況を部内で共有したりして合議相当事件を適切に合議に付す取組がされており、従前より広く合議体による審理の活用がされるようになっている。

このような合議体による審理の活用により、多角的な観点から争点整理を行うことができ、①判決の内容が深みのあるものとなる、②裁判所から提示される和解案の説得力が高まる、③審理の方向性が早期に定まることで審理期間が短くなるといった効果が出ており、他方、合議事件の増加に伴う審理期間の長期化等の弊害は生じていない。

(2) 検証検討会での議論

検証検討会では、現状としては、付合議の活用の取組は本当にふさわしい事件を合議にしていくとの観点からすると、なお過渡期にあるとの指摘があったが、様々な庁で合議体による審理を活用しようという取組を行っており、何か問題が生じてから合議に付すのでは遅いのではないかとの認識も出てきて、早い段階からもう少し広めに合議に吸い上げて進行を検討する取組をしているところもあることが指摘された。

(3) 今後に向けての検討

各庁において、従前より広く合議体による審理が活用されており、審理期間の短縮を含む様々な効果が現れているところである。もっとも、審理期間が2年を超える長期未済事件（合議

体による審理がふさわしい複雑困難な事件が相当数含まれていると考えられる。)の多くが依然として単独事件として処理されており¹²、そのような事件の中には、合議に付すことにより、早期に審理の方向性を定めることができるものがあるのではないかと考えられ、なお検証が必要である。この点、多くの部において付合議基準が策定され、新件受理時に合議相当性を合議体で検討したり、定期的に単独事件の状況を部内で共有したりする取組が行われているが、これらの取組のあい路やその克服策については、部の実情に応じた具体的な検討が必要であろう。

また、合議体による審理の活用により、①判決の内容が深みのあるものとなる、②裁判所から提示される和解案の説得力が高まるといった効果も指摘されているが、単に合議事件の数を増やすだけでは、かえって事件の滞留等の弊害を生じさせるおそれもあるところであり、このような弊害を防ぎつつ、更に広く合議体による審理を活用するためには、その前提となる態勢の整備を進めていくことのほか、合議体の構成員が無理なく参加して、効率的かつ効果的な合議を行うことができるようにするための方策を模索していくことが求められる。そして、このような合議を行う上でのあい路は、部の実情に応じて千差万別であると考えられるから、これを克服するための方策についても、部の実情に応じて具体的に検討することが必要である。

4 事件動向

実情調査では、裁判所に訴訟提起される事件として、貸金や登記といった典型的なものが減少する一方で非典型的なものをはじめとする種々の損害賠償請求が増加する傾向が指摘された。また、新受事件が増加しない要因については、①弁護士人口の増加に伴い、訴訟前の交渉で双方に弁護士が代理人として就くことが増え、典型的な事件は訴訟前に解決していることが増えているのではないかと、②経済活動が低調なことにより、紛争自体が減少しているのではないかと、③企業では、法令遵守が進んでいる上、社会的評価や紛争解決コストを意識して訴訟を回避する傾向があるのではないかと、④特定の分野ではADRの活用が進んでいるのではないかとといった指摘がある一方、企業内弁護士の増加の影響については否定的な意見もあった。

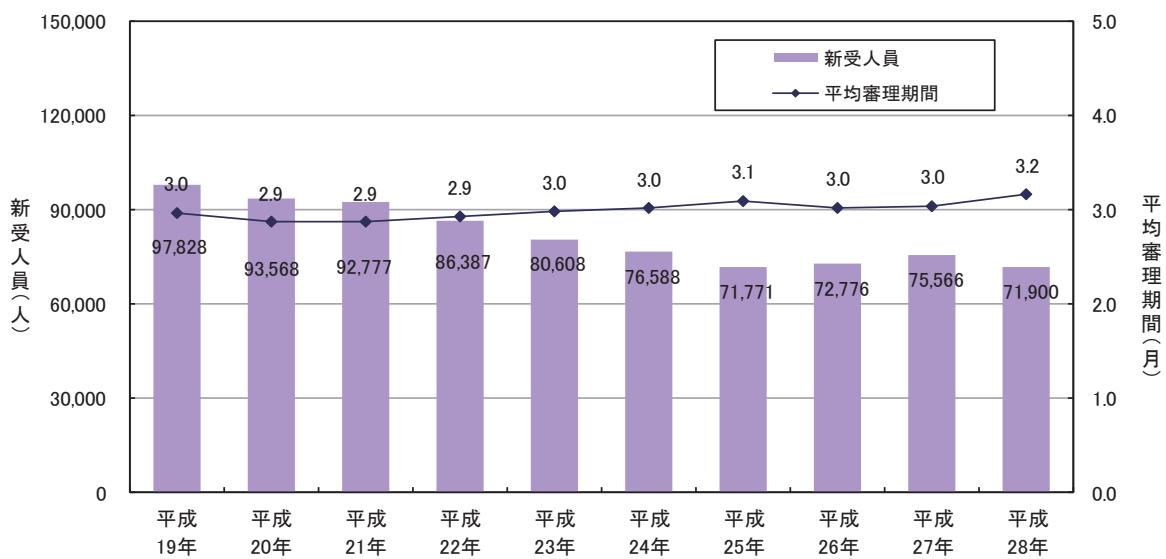
検証検討会では、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続は、新受件数の抑制に影響を及ぼしているのではないかと意見や、建築関係訴訟では、ADRに限らず、保険の影響もあって、検査等によるチェック態勢で紛争を未然に防ぐことが浸透してきているのではないかと意見のほか、企業内弁護士の増加によって、企業間紛争の訴訟前における解決や企業の法令遵守が促進されている面もあるとの意見も出された。

¹² 審理期間が2年超の既済件数は、前回は単独事件 4044 件、合議事件 1863 件、合議率 31.5%、平成 28 年が単独事件 4239 件、合議事件 2201 件、合議率 34.2%となっている。

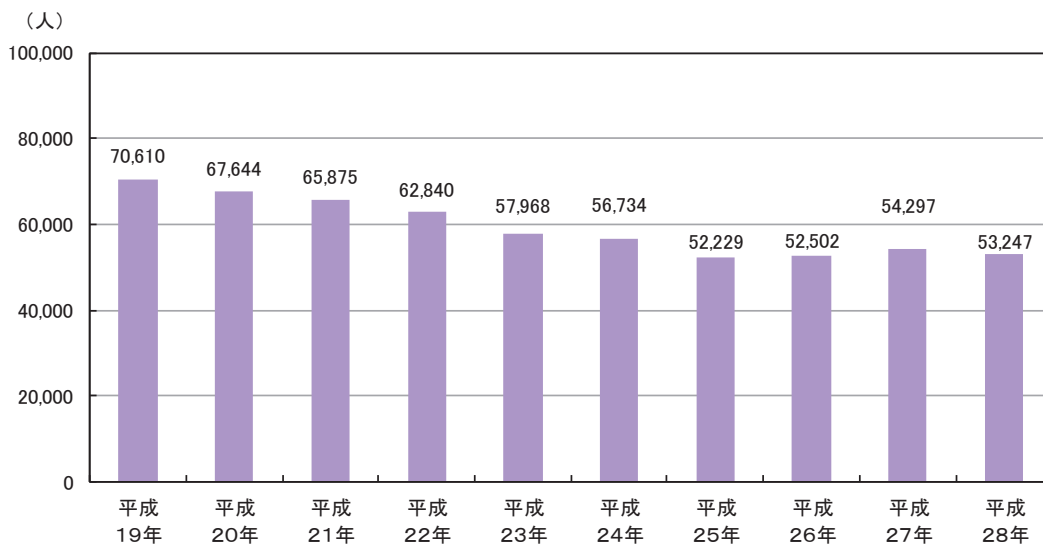
3 地方裁判所における刑事第一審訴訟事件の概況等

刑事通常第一審事件¹³全体について見ると、事件数（新受人員，終局人員）は平成25年までの減少傾向に歯止めが掛かり，若干の増減はあるもののおおむね横ばいの状況にある。平均審理期間は3月前後で安定して推移し，審理期間の分布についても前回と同様である。（【図1】【図2】【図3】）

【図1】 新受人員（延べ人員）及び平均審理期間の推移

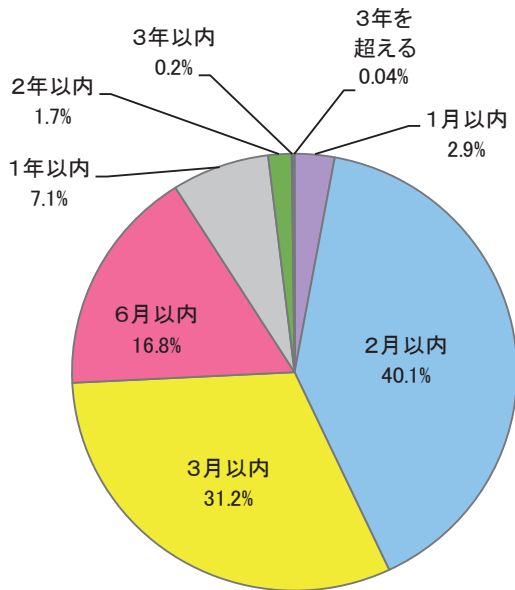


【図2】 刑事通常第一審事件の終局人員（実人員）の推移



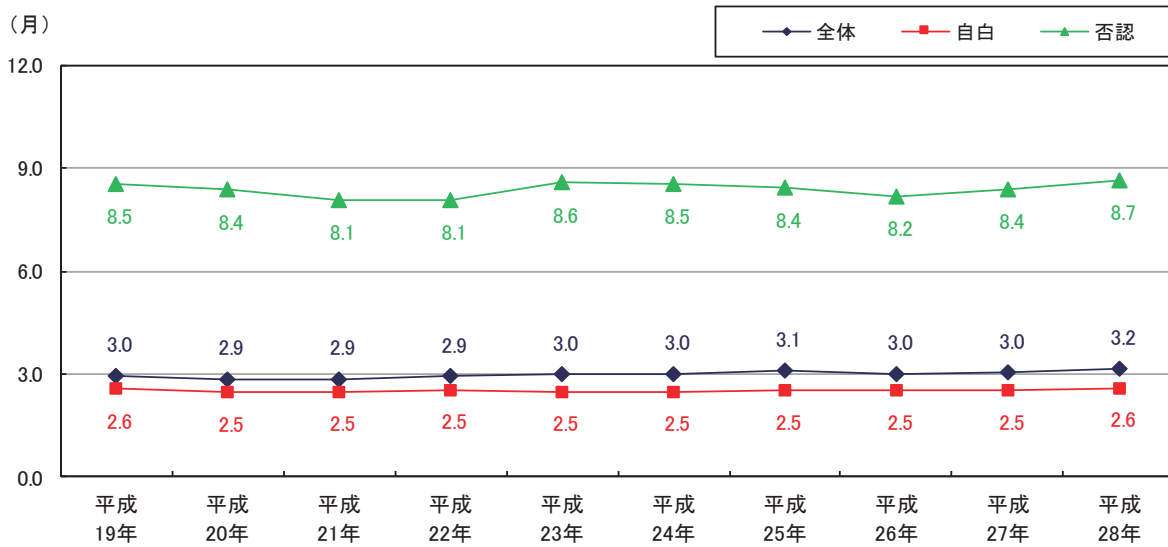
¹³ 「刑事通常第一審事件」とは，通常の公判手続による訴訟事件をいい，略式事件を含まない。

【図3】 審理期間の分布



自白・否認別で見ても、平均審理期間はおおむね横ばいといってよい（【図4】）。

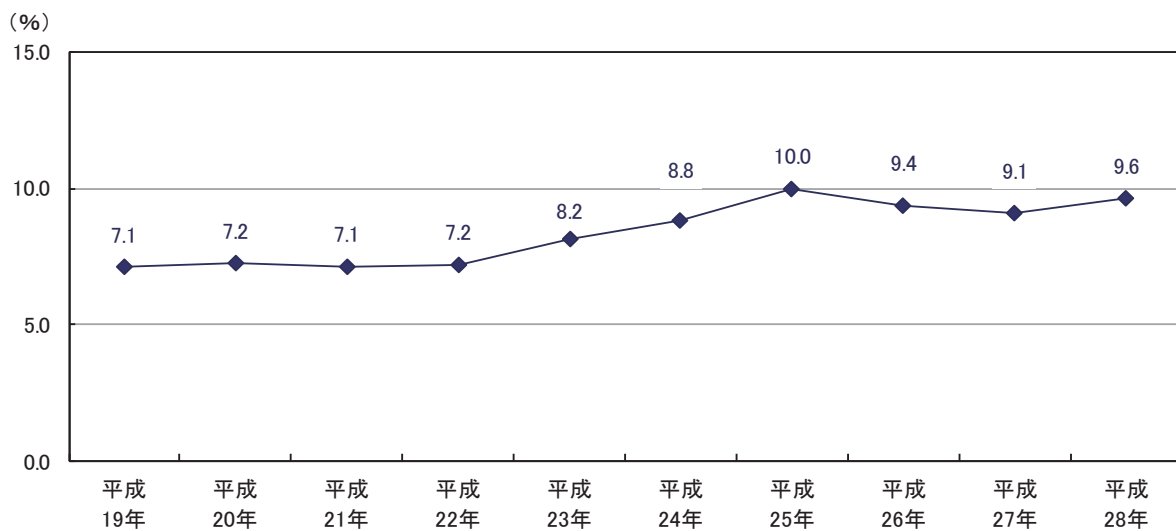
【図4】 平均審理期間の推移(全体, 自白, 否認)



※ 全体とは、2つ以上の項目がある場合において、図表に掲載されている項目のほか、図表に掲載されていない項目をも含んだものをいい、例えば、本図のとおり、自白・否認別においては、自白及び否認以外に、被告事件についての陳述に入らずに終局した事件をも含む。

刑事訴訟事件では、連日的開廷を原則とする裁判員裁判の導入に伴い、裁判員裁判対象事件以外の事件（以下「非対象事件」という。）の審理に停滞が生じないかの懸念もあり得るところであるが、制度開始から相当年数を経過しても、そうした停滞が生じていることはうかがわれない。その余の主な統計データ（否認率、事案複雑等を事由とする長期係属実人員数、平均開廷回数、平均開廷間隔、平均証人尋問公判回数、平均被告人質問公判回数等）については、前回から大きな変化は見られない。（【図5】【表6】【図7】【表8】【表9】【表10】）

【図5】 否認率の推移



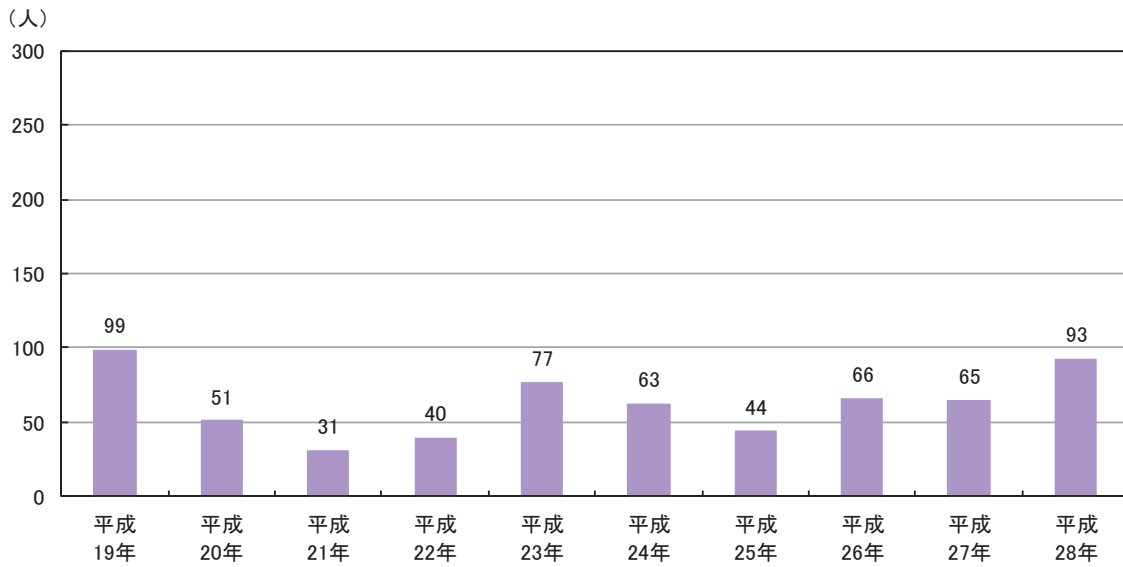
3 地方裁判所における刑事第一審訴訟事件の概況等

【表6】 刑事通常第一審事件の概況データ

| | 通常第一審全体 | うち裁判員裁判対象事件 ※9, 10 |
|---------------------------|---------|-----------------------|
| 終局人員(実人員) | 53,247 | 1,126 |
| 平均審理期間(月) ※1 | 3.2 | 10.0 |
| 受理から第1回 ※2 | 1.7 | |
| 第1回から終局 ※3 | 1.5 | |
| 審理期間が2年超の事件の割合(%) | 0.2 | 2.8 |
| 平均開廷回数 ※4 | 2.7 | 4.6 |
| 平均開廷間隔(月)(受理から終局まで) ※5 | 1.2 | |
| (第1回から終局まで) | 0.6 | |
| 平均取調べ証人数 | 0.8 | 3.0 |
| 平均証人尋問公判回数 ※6 | 1.2 | 2.1 |
| 平均被告人質問公判回数 ※7 | 1.1 | 1.7 |
| 否認率(%) | 9.6 | 47.6 |
| 弁護士選任率(%) | 99.6 | 100.0 |
| 国選弁護士選任率(%) ※8 | 83.6 | 86.1 |
| 私選弁護士選任率(%) ※8 | 20.6 | 19.5 |
| 外国人(要通訳)率(%) | 4.9 | 5.8 |
| 鑑定実施率(%) | 0.3 | 6.1 |
| 検証実施率(%) | 0.03 | 0.3 |

- ※1 平均審理期間は、審理期間区分ごとに設定された代表値(基本的には、各区分の中間値が代表値とされている。)に、各区分ごとの事件数を乗じたものの総合計を事件総数で除する形で算出されている。期間の区分は、1月以内・2月以内・3月以内・6月以内・1年以内・2年以内・3年以内・3年を超えるものの8区分である。
- ※2 受理から第1回公判期日までの平均期間は、受理から終局までの平均審理期間から、第1回公判期日から終局までの平均期間(算出方法については※3を参照)を控除して算出している。
- ※3 第1回公判期日から終局までの平均期間は、※1と同様の方法により算出している。したがって、同期間は、最短であっても0.5月となる。
- ※4 開廷回数とは、これまでの報告書と同様、実質審理(冒頭手続、証拠調べ手続、弁論手続又は判決宣告手続)を行った公判期日の開廷回数のほか、証拠調べを実施した公判準備期日の回数を含むものであり、平均開廷回数とは、公判を開いた被告人1人当たりものをいい、移送など公判が開かれずに終局した事件については、平均開廷回数を算出する対象事件から除外した。
- ※5 平均開廷間隔とは、受理から終局までの平均審理期間を平均開廷回数で除したものをいう。
- ※6 平均証人尋問公判回数は、証人尋問が実施されずに終局した事件は除外して算出した。
- ※7 平均被告人質問公判回数は、被告人質問が実施されずに終局した事件は除外して算出した。
- ※8 国選弁護士と私選弁護士が同時に選任された事件や国選弁護士が解任された後に私選弁護士が付いた事件(その逆の場合も含む。)は、「国選弁護士選任率」及び「私選弁護士選任率」の双方に計上されているため、両者の合計は「弁護士選任率」を上回っている。
- ※9 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
- ※10 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

【図7】 事案複雑等を事由とする長期係属実人員の推移



【表8】 平均開廷間隔
(全体, 自白, 否認)

| | 全体 | 自白 | 否認 |
|-----------|-----|-----|-----|
| 平均開廷間隔(月) | 1.2 | 1.1 | 1.4 |

【表9】 平均証人尋問公判回数
(全体, 自白, 否認)

| | 全体 | 自白 | 否認 |
|------------|-----|-----|-----|
| 平均証人尋問公判回数 | 1.2 | 1.0 | 2.2 |

【表10】 平均被告人質問公判回数
(全体, 自白, 否認)

| | 全体 | 自白 | 否認 |
|-------------|-----|-----|-----|
| 平均被告人質問公判回数 | 1.1 | 1.1 | 1.6 |

3 地方裁判所における刑事第一審訴訟事件の概況等

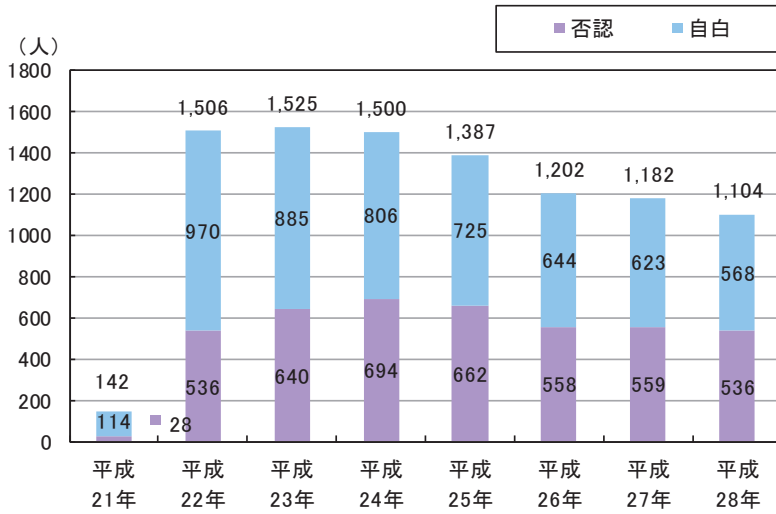
裁判員裁判対象事件についても、事件数は、裁判員法施行直後の時期に比べると少なくなっている（判決人員も同様である。）（【表11】 【図12】）。

【表11】 罪名別新受人員の推移

| | 累計 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 |
|---------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総数 | 11,503 | 1,196 | 1,797 | 1,785 | 1,457 | 1,465 | 1,393 | 1,333 | 1,077 |
| 強盗致傷 | 2,680 | 295 | 468 | 411 | 329 | 342 | 321 | 290 | 224 |
| 殺人 | 2,467 | 270 | 350 | 371 | 313 | 303 | 302 | 303 | 255 |
| 現住建造物等放火 | 1,135 | 98 | 179 | 167 | 128 | 141 | 136 | 162 | 124 |
| 傷害致死 | 1,003 | 70 | 141 | 169 | 146 | 136 | 131 | 107 | 103 |
| 覚せい剤取締法違反 | 880 | 90 | 153 | 173 | 105 | 105 | 129 | 58 | 67 |
| (準)強制わいせつ致死傷 | 867 | 58 | 105 | 105 | 109 | 133 | 131 | 111 | 115 |
| (準)強姦致死傷 | 851 | 88 | 111 | 137 | 124 | 121 | 91 | 104 | 75 |
| 強盗強姦 | 449 | 61 | 99 | 83 | 59 | 57 | 36 | 34 | 20 |
| 強盗致死(強盗殺人) | 289 | 51 | 43 | 37 | 37 | 37 | 27 | 35 | 22 |
| 偽造通貨行使 | 201 | 34 | 60 | 30 | 34 | 12 | 4 | 20 | 7 |
| 危険運転致死 | 177 | 13 | 17 | 20 | 27 | 21 | 23 | 28 | 28 |
| 通貨偽造 | 106 | 14 | 18 | 20 | 19 | 17 | 4 | 8 | 6 |
| 集団(準)強姦致死傷 | 73 | 13 | 2 | 17 | 6 | 9 | 17 | 8 | 1 |
| 銃砲刀剣類所持等取締法違反 | 70 | 13 | 5 | 3 | 4 | 10 | 10 | 15 | 10 |
| 保護責任者遺棄致死 | 55 | 7 | 9 | 12 | 4 | 5 | 7 | 5 | 6 |
| 逮捕監禁致死 | 54 | 4 | 18 | 21 | 1 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 組織的犯罪処罰法違反 | 47 | 6 | 5 | - | - | 3 | 14 | 18 | 1 |
| 麻薬特例法違反 | 27 | 1 | 5 | 3 | 2 | 1 | 1 | 11 | 3 |
| 爆発物取締罰則違反 | 16 | 6 | - | - | 5 | 2 | - | 2 | 1 |
| 身の代金拐取 | 9 | - | 3 | - | 1 | 1 | 1 | - | 3 |
| 麻薬及び向精神薬取締法違反 | 9 | 1 | 3 | 1 | 2 | 2 | - | - | - |
| 拐取者身の代金取得等 | 3 | - | - | - | - | - | - | 2 | 1 |
| その他 | 35 | 3 | 3 | 5 | 2 | 3 | 5 | 10 | 4 |

- ※ 1 刑事月報による延べ人員である。
 2 受理後の罰条の変更等により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。
 3 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。
 4 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。
 5 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。
 6 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。
 7 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律2条に規定する罪である。
 8 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

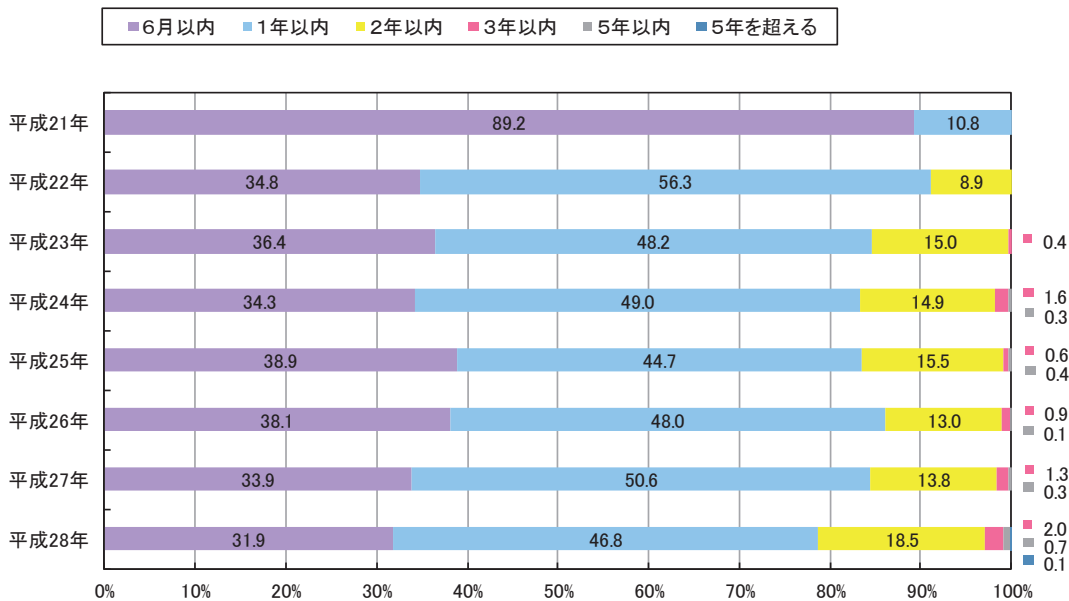
【図12】 裁判員裁判対象事件における判決人員の推移(自白・否認)



- ※ 1 判決人員は実人員である。
- 2 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
- 3 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

平均審理期間は、平成25年、平成26年と短縮傾向が続いていたが、平成27年以降、自白・否認の別に関わらず、再び長期化している。その要因は、自白・否認のいずれについても、審理期間の大半を占める公判前整理手続期間が再び長期化していることにある。（【図13】 【図14】 【図15】）

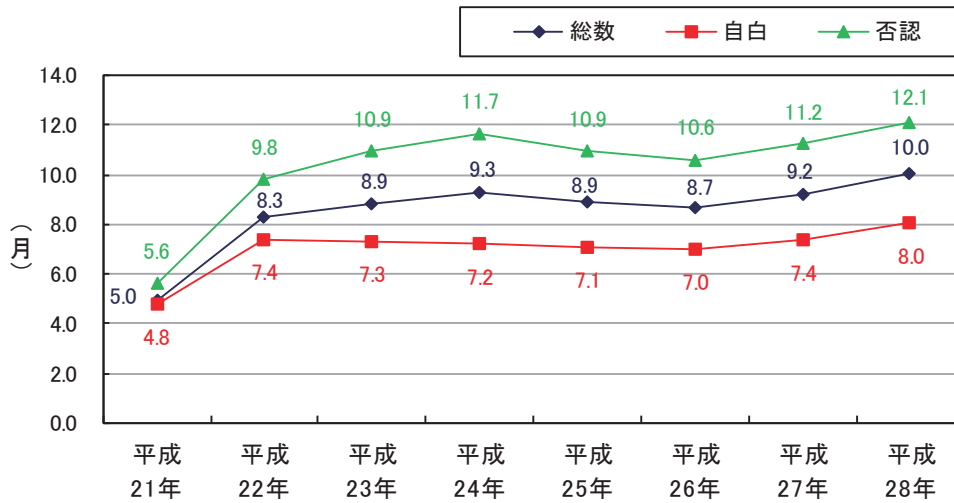
【図13】 裁判員裁判対象事件における審理期間別事件割合の推移



- ※ 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
- ※ 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

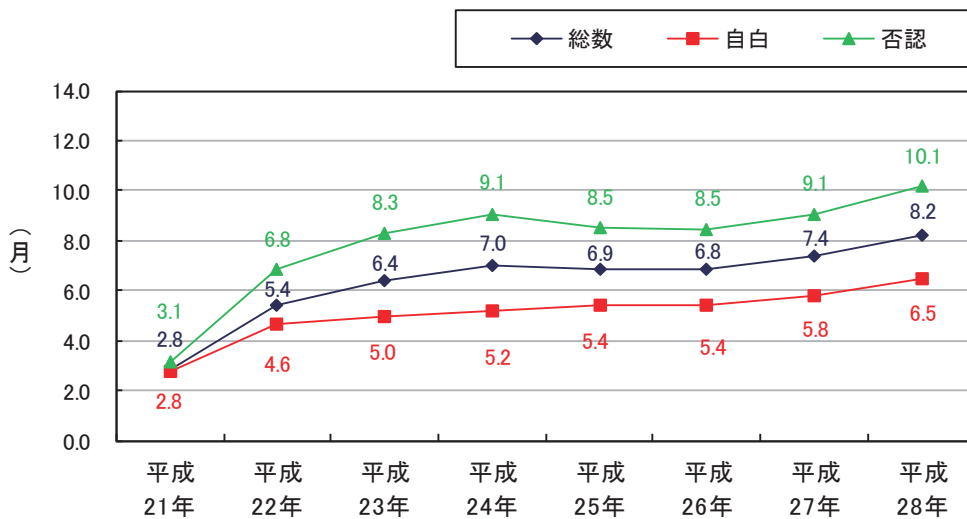
3 地方裁判所における刑事第一審訴訟事件の概況等

【図14】 裁判員裁判対象事件における判決人員の平均審理期間の推移
(総数・自白・否認)



※ 総数とは、2つ以上の項目がある場合の各件数を合算したものをいい、例えば、本図のとおり、自白・否認の別においては、自白事件の件数と否認事件の件数とを合算したものをいう。

【図15】 裁判員裁判対象事件における判決人員の公判前整理手続期間の平均の推移(総数・自白・否認)



※ 「公判前整理手続期間の平均(月)」は、裁判員裁判対象事件以外の事件で公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたもの等を除外して算出した。

審理の内容面では、自白事件における検察官請求証人の取調べ人数が制度施行直後（平成22年は0.4人）より顕著に増加して0.9人となっており、裁判員が法廷で臨場感を持って心証を形成することができるように、重要な犯情事実に関する立証が人証によって行われる傾向が進んでいることがうかがわれる。

裁判員裁判において、公判中心主義、直接主義を徹底し、人証によって重要事実に関する心証を形成できる審理を実践していくには、証人の記憶等の観点から早期に公判審理に臨むことが必要であり、また、早期に審理を行うことは被告人の未決勾留期間を短くするという観点からも重要である。このような問題意識からすれば、公判前整理手続を適切かつ合理的な期間内に終えることが重要な課題であり、これを実現するための工夫として、①起訴後早期に打合せを開いて、裁判所が審理方針を説明し、検察官において迅速かつ柔軟な証拠開示を行うようにすることで、弁護人が防御方針を早期に確定できるようにするとともに、当事者が主張立証の暫定的な見通しを述べる場合には、これに応じた進行を図る、②公判審理の規模が見通せたところで公判期日を仮に予約することで、公判までの間隔を少しでも短くするなどの取組が行われてきたところである。平成25年、平成26年と公判前整理手続期間が短縮傾向にあったのは、これらの取組が一定の効果をもたらしたためと考えられる。他方で、平成27年以降、公判前整理手続期間が再び長期化していることなどに鑑みると、上述のような各種の取組を続けるとともに、公判前整理手続ではどこまで詳細に争点等を整理すべきなのか、そもそも公判前整理手続で何を整理すべきなのか、手続の主宰者である裁判所と訴訟追行の主体である当事者との役割分担はどうあるべきかなど、公判前整理手続の基本的な在り方についても、引き続き法曹三者で議論を重ねて認識を共有していく必要がある。

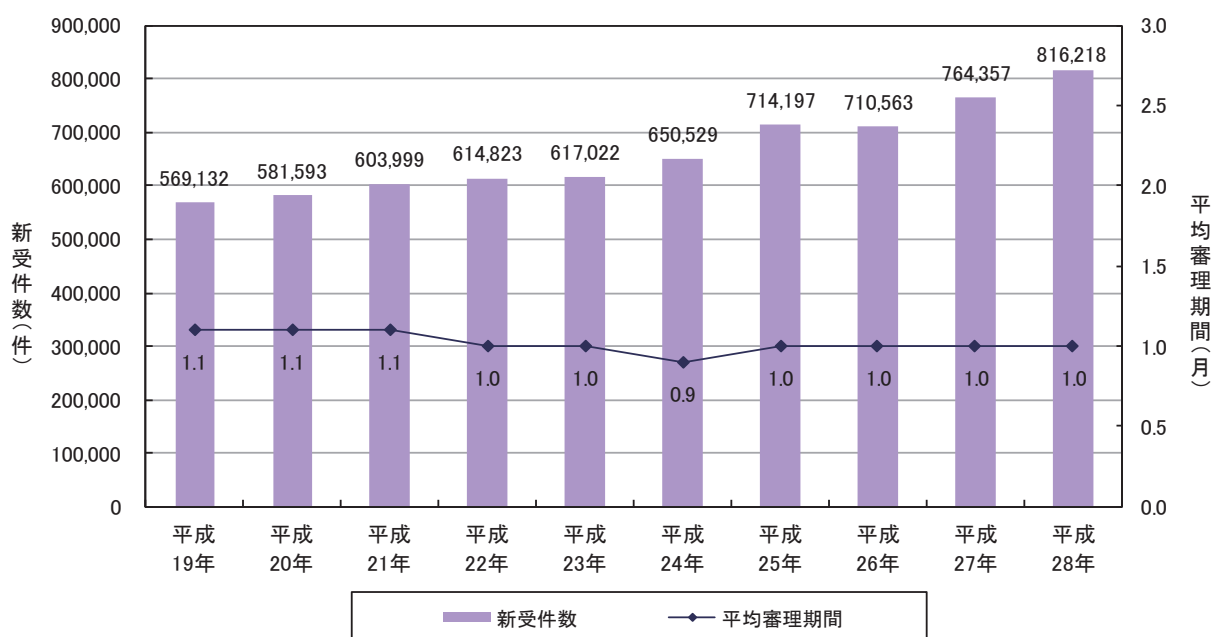
4 家庭裁判所における家事事件の概況及び実情並びに人事訴訟事件の概況等

4.1 家事事件の概況

4.1.1 家事事件¹⁴全体

家事事件のうち別表第一審判事件の新受件数は、平成26年と比べて、主として後見等監督処分事件と後見人等に対する報酬付与事件の大幅な増加の影響で更に増加した（【図1】）。一方、別表第二事件の新受件数は、緩やかな増加傾向にあり、平均審理期間は高止まり状態又は緩やかに長期化している（【図2】）。

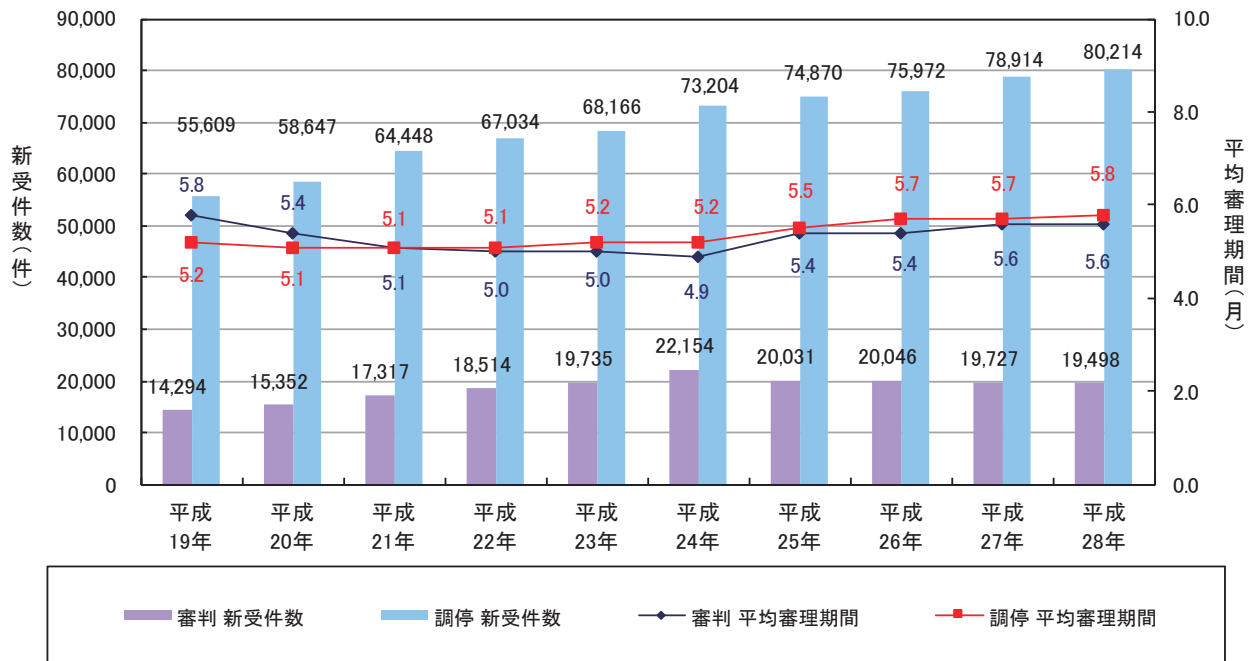
【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移（別表第一審判事件）



¹⁴ 「家事事件」とは、家事事件手続法（以下「家事法」という。）別表第一に掲げる事項についての審判事件（以下「別表第一審判事件」という。）、別表第二に掲げる事項についての審判事件（以下「別表第二審判事件」という。）、別表第二に掲げる事項についての調停事件（以下「別表第二調停事件」という。）及び別表第二に掲げる事項以外の事項についての調停事件（以下「一般調停事件」という。）である。別表第二審判事件と別表第二調停事件を併せて「別表第二事件」という。

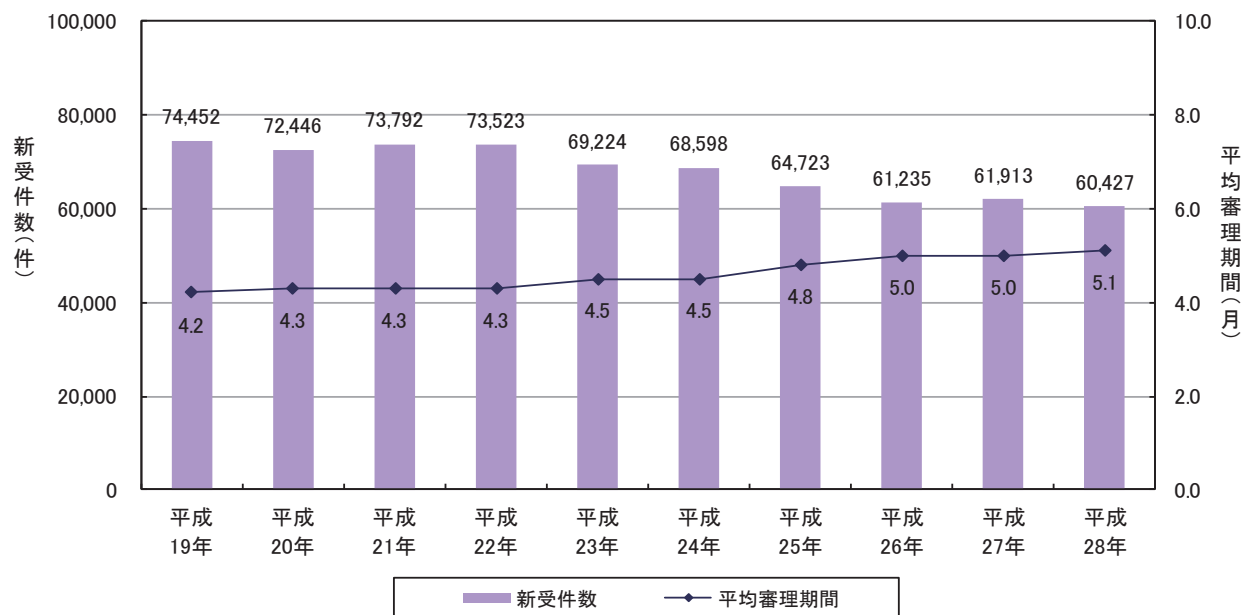
なお、本報告書で取り上げる事件には、家事審判法が適用された事件も含まれているが、便宜上、そうした事件も含めて、「別表第一審判事件」、「別表第二審判事件」又は「別表第二調停事件」という呼称を用いることとする。また、以下、本章において単に「調停」という場合には、家事調停を指すものとする。

【図2】 新受件数及び平均審理期間の推移(別表第二事件)



一般調停事件については、新受件数が減少傾向にある一方、平均審理期間については緩やかな長期化傾向にあり、平成26年以降は高止まり状態にある（【図3】）。

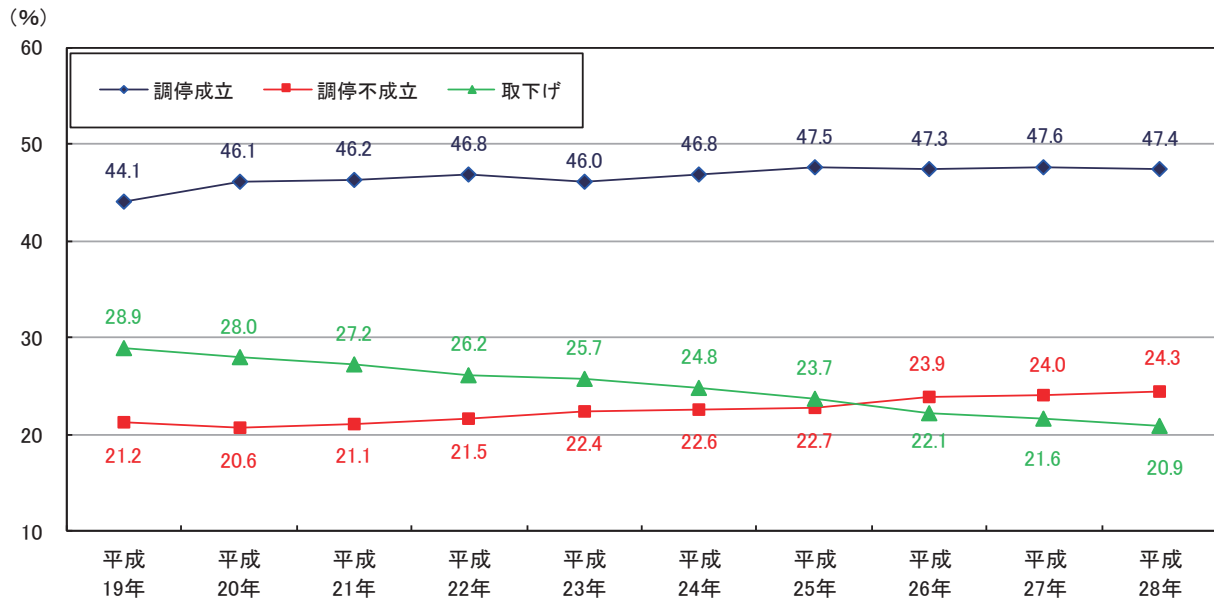
【図3】 新受件数及び平均審理期間の推移(一般調停事件)



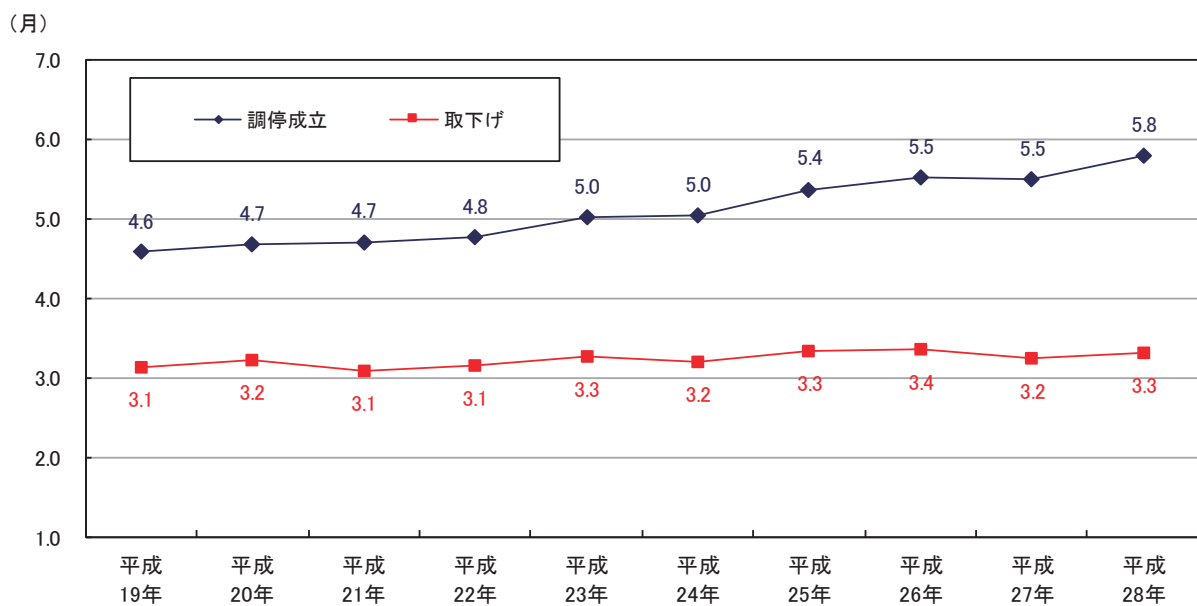
4 家庭裁判所における家事事件の概況及び実情並びに人事訴訟事件の概況等

この傾向又は状態について、取下げで終局した事件の割合が減少する（【図4】）一方、これよりも相対的に平均審理期間が長期化する傾向にある調停成立で終局した事件（【図5】）の割合が増加傾向にあることが影響しているのではないかと考えられることは、前回とほぼ同様である。

【図4】 一般調停事件の終局区分別割合の推移



【図5】 夫婦関係調整調停事件における終局区分別の平均審理期間の推移



その余の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合，終局区分別の既済件数及び事件割合）については，基本的に前回から大きな変化は見られないものの（【表6】【表7】），別表第二調停事件についての「それ以外の事由」で終局した事件の割合が，前回（6.2%）より3.5%増加している。これは，主として，家事法で別表第二調停事件でも新たに利用可能となった調停に代わる審判で終局した事件の影響によるものと思われる（別表第二調停事件のうち，調停に代わる審判で終局した事件の割合は，平成26年では2.7%であったものが，平成28年では5.1%となっている。）。

【表6】 家事事件の審理期間別の既済件数及び事件割合

| 事件の種類 | 別表第一 審判事件 | 別表第二 審判事件 | 別表第二 調停事件 | 一般調停事件 |
|-------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 6月以内 | 810,300 99.0% | 14,300 72.0% | 53,667 68.3% | 43,967 73.1% |
| 6月超 1年以内 | 7,354 0.9% | 3,839 19.3% | 17,806 22.7% | 13,069 21.7% |
| 1年超 2年以内 | 944 0.1% | 1,416 7.1% | 6,226 7.9% | 2,961 4.9% |
| 2年を超える | 75 0.01% | 302 1.5% | 865 1.1% | 124 0.2% |

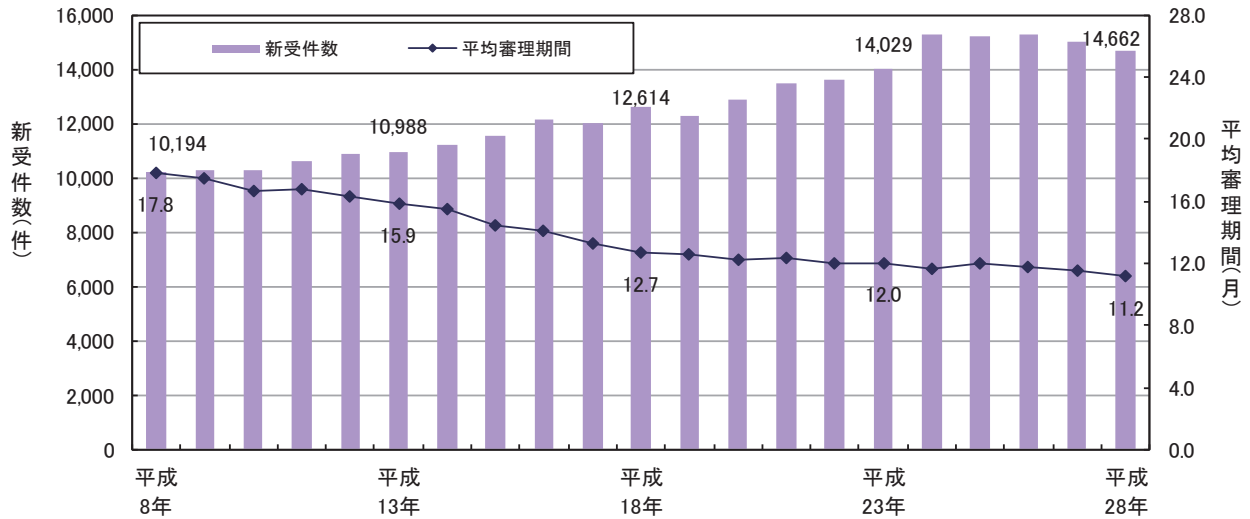
【表7】 家事事件の終局区分別の既済件数及び事件割合

| | 別表第一 審判事件 | 別表第二 審判事件 | | 別表第二 調停事件 | 一般調停事件 |
|------|-------------------|------------------|------|------------------|------------------|
| 総数 | 818,673 100.0% | 19,857 100.0% | 総数 | 78,564 100.0% | 60,121 100.0% |
| 認容 | 799,198 97.6% | 9,789 49.3% | 成立 | 44,759 57.0% | 28,469 47.4% |
| 却下 | 2,415 0.3% | 2,267 11.4% | 不成立 | 10,172 12.9% | 14,625 24.3% |
| 取下げ | 12,127 1.5% | 3,383 17.0% | 取下げ | 16,009 20.4% | 12,546 20.9% |
| それ以外 | 4,933 0.6% | 4,418 22.2% | それ以外 | 7,624 9.7% | 4,481 7.5% |

4. 1. 2 遺産分割事件

高齢化の影響等により新受件数（審判＋調停）が長期的に見れば増加傾向にある。平均審理期間は、ここ数年間は12月前後で推移しており、長期的に見れば短縮傾向にある。（【図8】）

【図8】 新受件数(審判＋調停)及び平均審理期間の推移(遺産分割事件)



※ 本図における平均審理期間は、審判、調停の両手続を経た事件(例えば、調停が不成立になり審判移行した事件、あるいは審判申立て後に調停に付された事件)についても、これらを通じて1件と扱って計上した数値である(本項における既済事件のデータは全て同様である。)。これに対し、本図における新受件数は、調停としての係属と審判としての係属を別個に見た数値であり、例えば調停事件が不成立となって審判移行した場合には、審判事件の新受事件が1件増える扱いとなる前提がとられている。

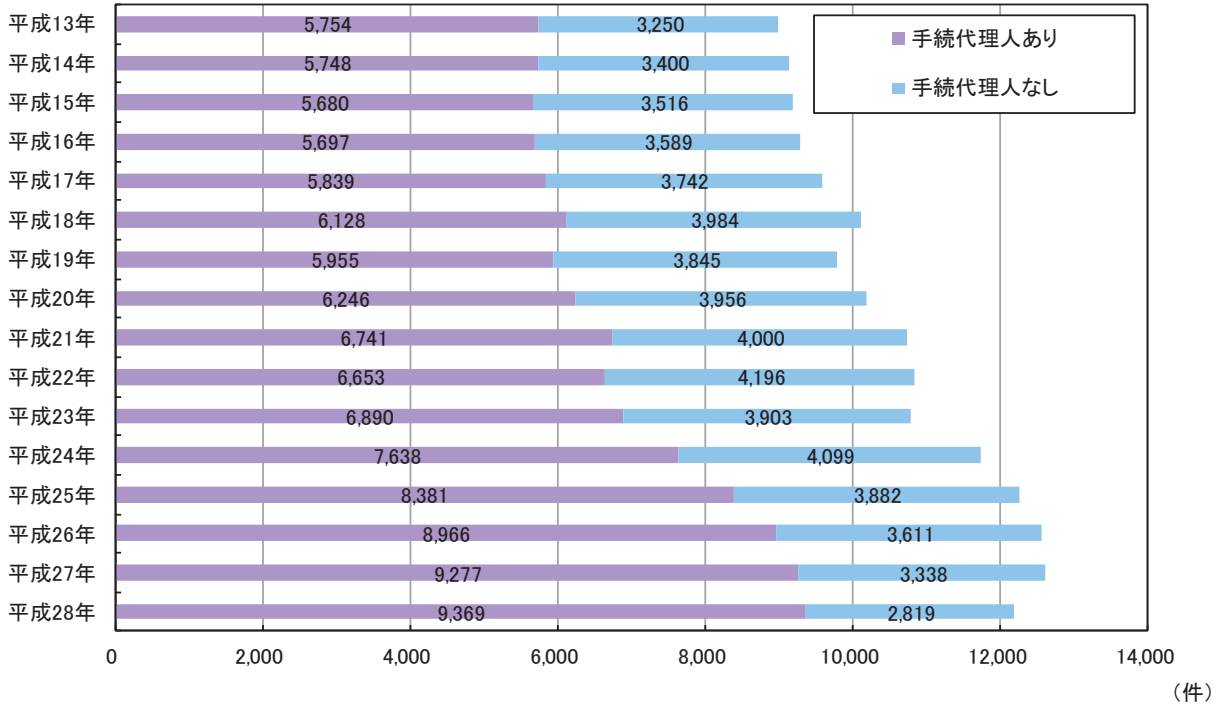
他の事件類型と比べて、家事法で新たに利用可能となった調停に代わる審判が前回(6.7%)よりも更に積極的に活用されている(既済事件の15.5%) (【表9】)。

【表9】 終局区分別の既済件数及び事件割合
(遺産分割事件)

| | | |
|----------|-------|-------|
| 調停成立 | 6,645 | 54.5% |
| 調停をしない | 144 | 1.2% |
| 調停に代わる審判 | 1,886 | 15.5% |
| 取下げ | 2,520 | 20.7% |
| 当然終了 | 46 | 0.4% |
| 認容 | 901 | 7.4% |
| 却下 | 36 | 0.3% |
| 分割禁止 | 10 | 0.08% |

手続代理人弁護士関与がある事件数は、ここ数年増加傾向にある（【図10】）。

【図10】 手続代理人弁護士関与の有無別の既済件数の推移（遺産分割事件）



その他の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合、平均期日回数及び平均期日間隔、平均当事者数）については、前回から大きな変化は見られない（【表11】 【表12】 【図13】）。

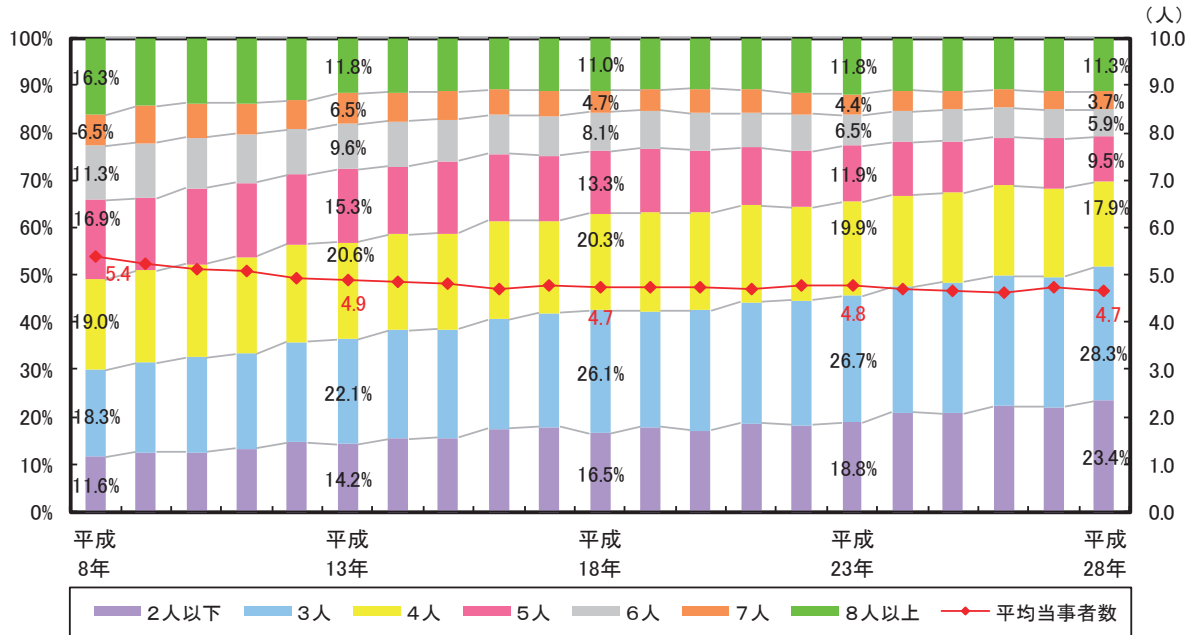
【表11】 審理期間別の既済件数及び事件割合
（遺産分割事件及び民事第一審訴訟事件）

| 事件の種類 | 遺産分割事件 | 民事第一審訴訟（全体） | 民事第一審訴訟（過払金等以外） |
|-----------|----------------|-----------------|-----------------|
| 既済件数 | 12,188 | 148,016 | 99,500 |
| 平均審理期間(月) | 11.2 | 8.6 | 8.8 |
| 6月以内 | 4,632 38.0% | 84,526 57.1% | 55,177 55.5% |
| 6月超1年以内 | 3,906 32.0% | 29,845 20.2% | 19,296 19.4% |
| 1年超2年以内 | 2,729 22.4% | 24,903 16.8% | 18,587 18.7% |
| 2年超3年以内 | 660 5.4% | 6,259 4.2% | 4,661 4.7% |
| 3年を超える | 261 2.1% | 2,483 1.7% | 1,779 1.8% |

【表12】 平均期日回数及び平均期日間隔
（遺産分割事件）

| 事件の種類 | 遺産分割事件 |
|-----------|--------|
| 平均期日回数 | 5.5 |
| 平均調停期日回数 | 4.9 |
| 平均審判期日回数 | 0.6 |
| 平均期日間隔(月) | 2.0 |

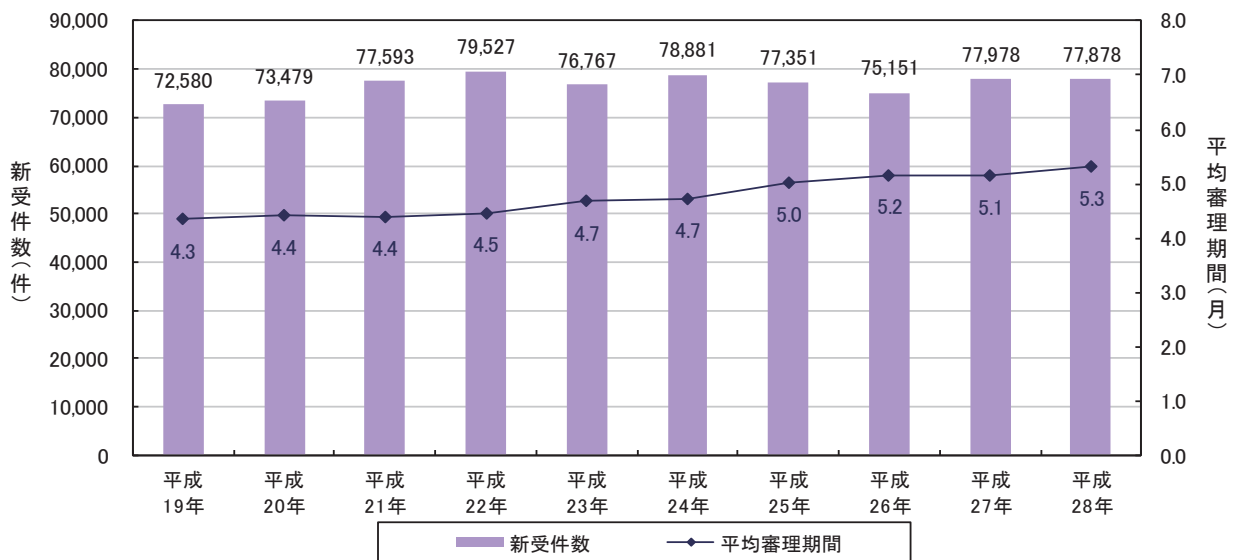
【図13】 当事者数の推移(遺産分割事件)



4. 1. 3 婚姻関係事件¹⁵

新受件数（審判＋調停）は高止まり状態にある。平均審理期間は、平成 19 年以降は若干長期化傾向にあり、平成 26 年以降は高止まり状態にある（【図 14】）。この傾向に関連する事情として、前掲 4. 1. 1 で指摘したのと同様に、低下で終局した事件よりも相対的に平均審理期間が長い調停成立で終局した事件の割合が増えていること（【図 15】 【図 16】）や、婚姻費用分担事件の増加傾向（多くの婚姻費用分担事件は、夫婦関係調整事件と並行して審理され、同事件において、離婚条件等の実質的協議に入る時期が遅れるなどの影響が生じ得る。）が挙げられるとともに、手続代理人弁護士関与率の増加が事件の困難化傾向を示唆していると考えられることは、前回と同様である（【図 17】）。

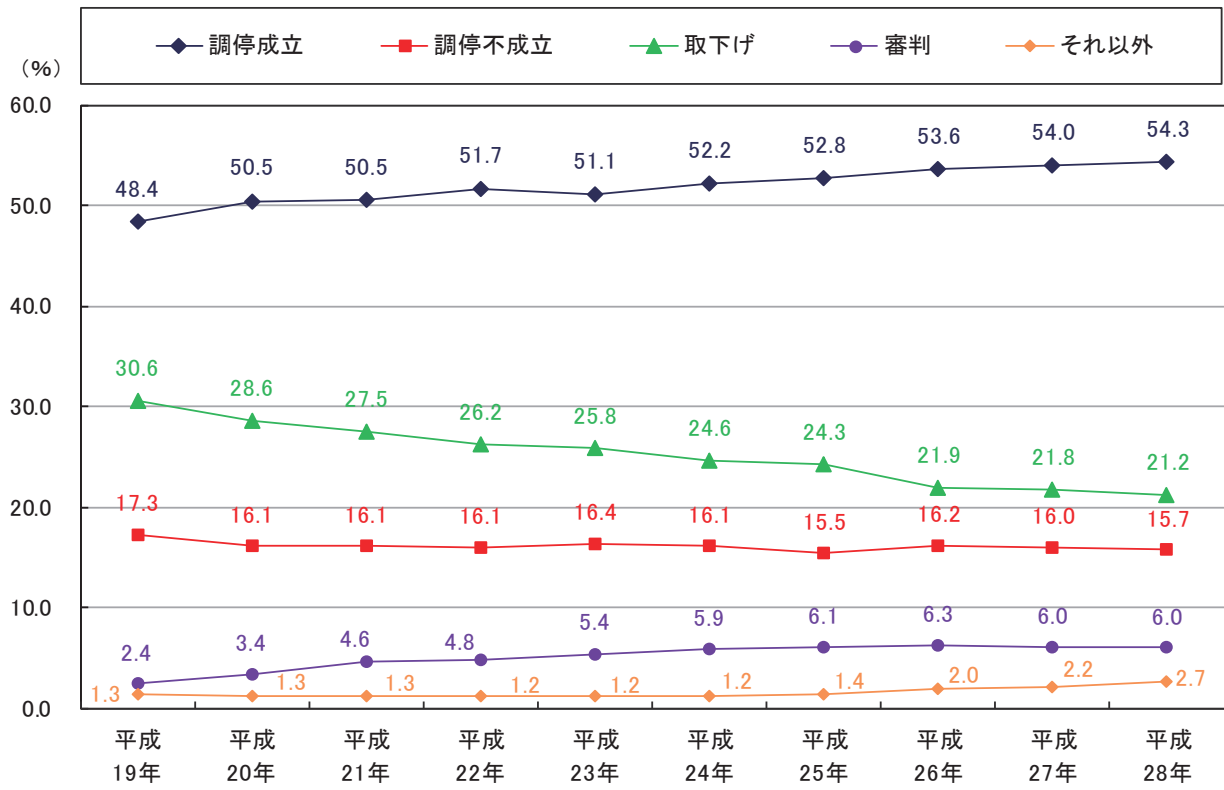
【図 14】 新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移（婚姻関係事件）



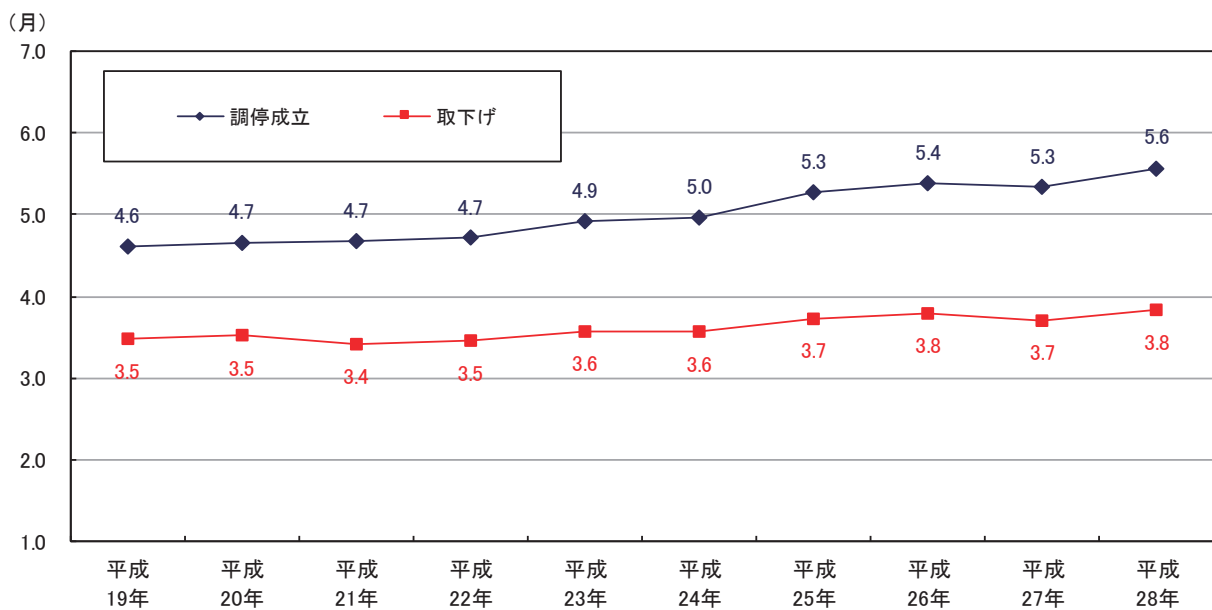
※ 本図における平均審理期間は、審判、調停の両手続を経た事件（例えば、調停が不成立になり審判移行した事件、あるいは審判申立て後に調停に付された事件）についても、これらを通じて1件と扱って計上した数値である（本項における既済事件のデータは全て同様である。）。これに対し、本図における新受件数は、調停としての係属と審判としての係属を別個に見た数値であり、例えば調停事件が不成立となって審判移行した場合には、審判事件の新受事件が1件増える扱いとなる前提がとられている。

¹⁵ 婚姻関係事件には、一般調停事件に分類される夫婦関係調整調停事件、別表第二事件に分類される婚姻費用分担事件、離婚後の財産分与事件、請求すべき按分割合に関する処分（離婚後の年金分割）事件等が含まれる。

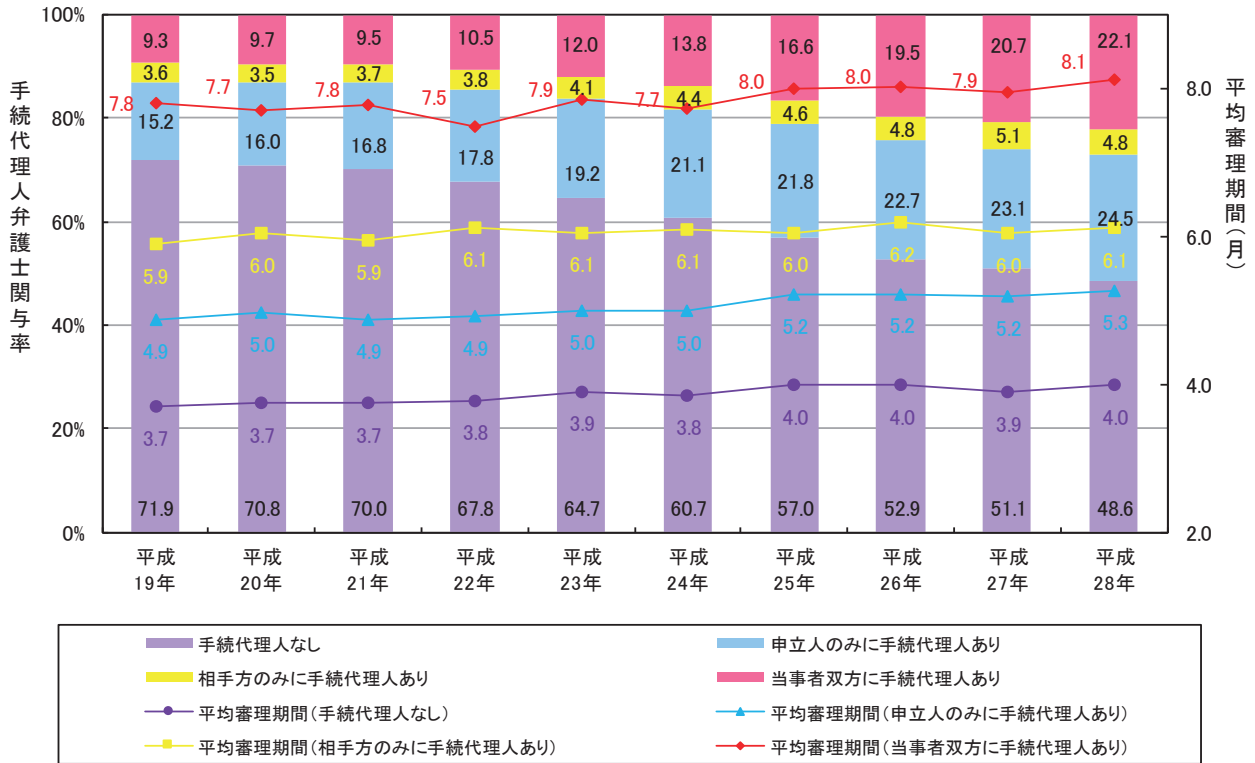
【図15】 終局区分別事件割合の推移(婚姻関係事件)



【図16】 終局区分別の平均審理期間の推移(婚姻関係事件)



【図17】 手続代理人弁護士関与率及び平均審理期間の推移(婚姻関係事件)



なお、家事法で新たに婚姻費用分担事件等の別表第二調停事件においても利用可能となった調停に代わる審判で終局した事件の割合は、前回（0.9%）より増加して1.8%となった（【表18】）。また、調査命令のあった事件の割合は、前回（19.3%）より若干減少して19.2%となった（【表19】）。

【表18】 終局区分別の既済件数及び事件割合(婚姻関係事件)

| | | |
|----------|--------|-------|
| 調停成立 | 38,593 | 54.3% |
| 調停不成立 | 11,189 | 15.7% |
| 調停をしない | 508 | 0.7% |
| 調停に代わる審判 | 1,253 | 1.8% |
| 取下げ | 15,084 | 21.2% |
| 当然終了 | 152 | 0.2% |
| 認容 | 4,012 | 5.6% |
| 却下 | 252 | 0.4% |

【表19】 調査命令の有無別の既済件数及び事件割合(婚姻関係事件)

| | | | |
|------|----|--------|-------|
| 調査命令 | あり | 13,605 | 19.2% |
| | なし | 57,438 | 80.8% |

その余の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合，平均期日回数及び平均期日間隔）については，前回から大きな変化は見られない（【表 20】 【表 21】）。

【表20】 審理期間別の既済件数及び事件割合
（婚姻関係事件）

| | |
|---------|-----------------|
| 6月以内 | 50,632 71.3% |
| 6月超1年以内 | 16,496 23.2% |
| 1年超2年以内 | 3,710 5.2% |
| 2年超3年以内 | 178 0.3% |
| 3年を超える | 27 0.04% |

【表21】 平均期日回数及び平均期日間隔
（婚姻関係事件）

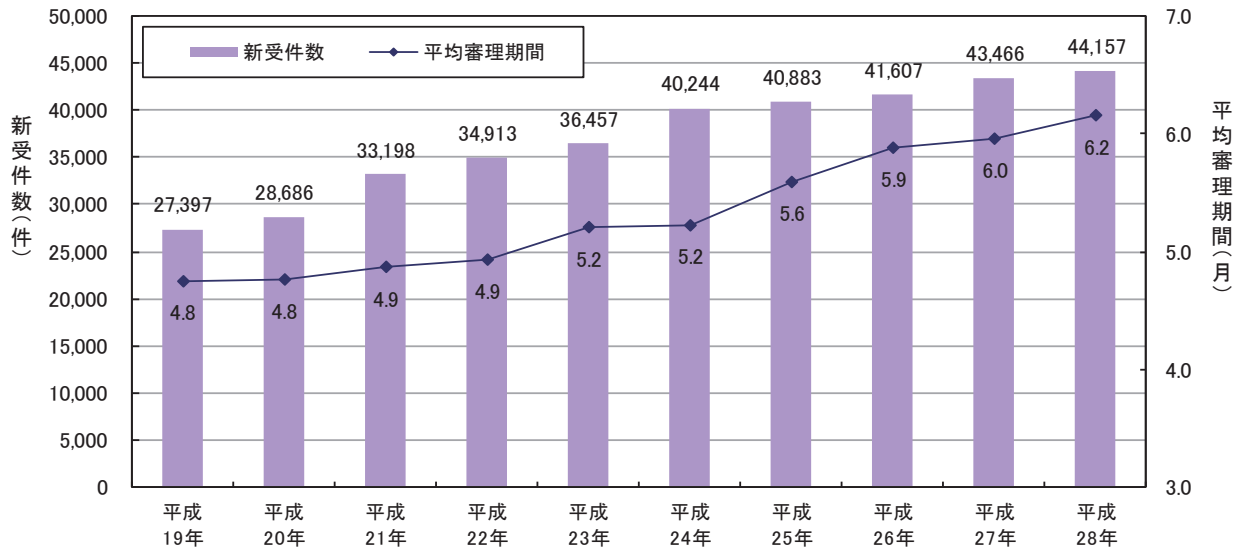
| 事件の種類 | 婚姻関係事件 |
|-----------|--------|
| 平均期日回数 | 3.2 |
| 平均調停期日回数 | 3.1 |
| 平均審判期日回数 | 0.09 |
| 平均期日間隔(月) | 1.7 |

※ 端数処理の関係で，平均調停期日回数と平均審判期日回数の合計は，全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

4. 1. 4 子の監護事件¹⁶

前回から引き続き、新受件数（審判＋調停）が増加傾向にあり、平均審理期間も長期化傾向にある（【図22】）。

【図22】 新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移（子の監護事件）



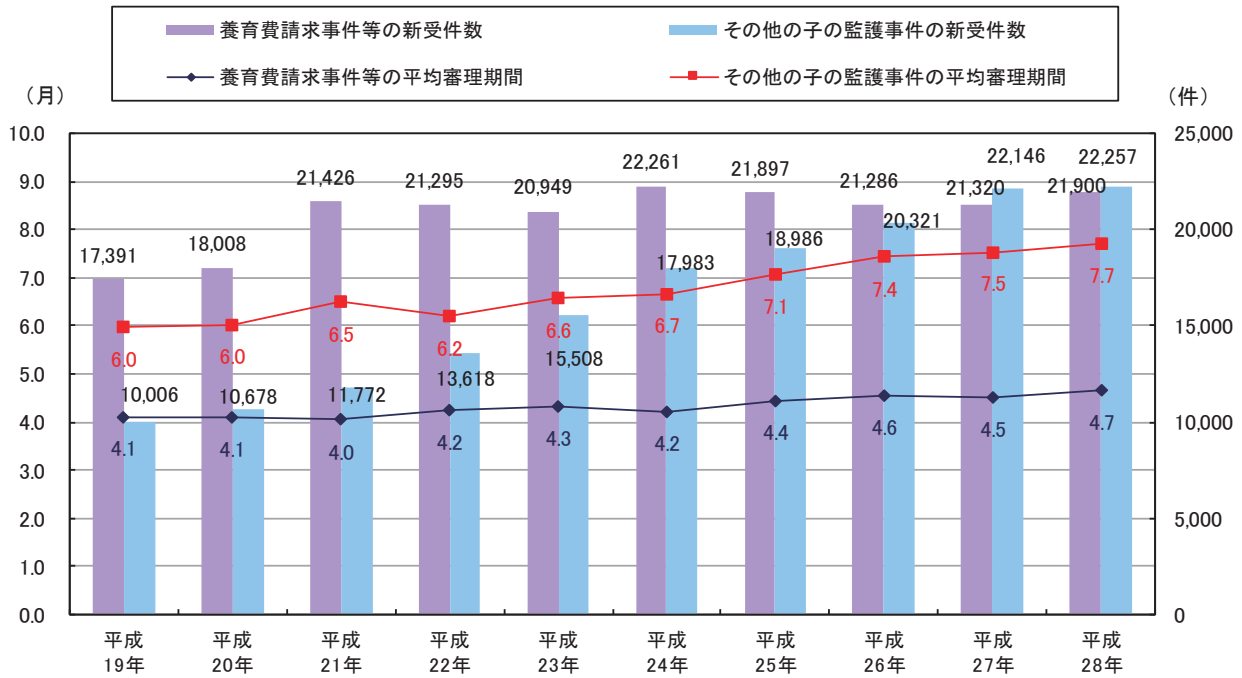
※ 本図における平均審理期間は、審判、調停の両手続を経た事件（例えば、調停が不成立になり審判移行した事件、あるいは審判申立て後に調停に付された事件）についても、これらを通じて1件と扱って計上した数値である（本項における既済事件のデータは全て同様である。）。これに対し、本図における新受件数は、調停としての係属と審判としての係属を別個に見た数値であり、例えば調停事件が不成立となって審判移行した場合には、審判事件の新受事件が1件増える扱いとなる前提がとられている。

¹⁶ 子の監護事件には、養育費請求事件等（養育費請求事件及び未成年者の扶養料請求事件）のほか、子の監護者の指定事件、子の引渡し事件、面会交流事件が含まれる。いずれも別表第二事件である。

4 家庭裁判所における家事事件の概況及び実情並びに人事訴訟事件の概況等

長期化傾向の要因として、養育費請求事件等と比べて審理が長期化する傾向がある面会交流、子の監護者指定及び子の引渡し各事件が最近一貫して増加していることが挙げられることは、前回と同様である（【図23】）。

【図23】 子の監護事件に係る類型別の新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移



家事法で新たに利用可能となった調停に代わる審判で終局した事件の割合は、前回（1.6%）より増加して3.1%となった（【表24】）。

【表24】 終局区分別の既済件数及び事件割合（子の監護事件）

| | |
|----------|-----------------|
| 調停成立 | 19,593 55.9% |
| 調停をしない | 455 1.3% |
| 調停に代わる審判 | 1,088 3.1% |
| 取下げ | 8,745 25.0% |
| 当然終了 | 187 0.5% |
| 認容 | 3,578 10.2% |
| 却下 | 1,389 4.0% |

その余の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合，平均期日回数及び平均期日間隔）については，前回から大きな変化は見られない（【表25】 【表26】）。

【表25】 審理期間別の既済件数及び事件割合
（子の監護事件）

| | |
|---------|-----------------|
| 6月以内 | 22,753 64.9% |
| 6月超1年以内 | 8,899 25.4% |
| 1年超2年以内 | 3,118 8.9% |
| 2年超3年以内 | 233 0.7% |
| 3年を超える | 32 0.09% |

【表26】 平均期日回数及び平均期日間隔
（子の監護事件）

| 事件の種類 | 子の監護事件 |
|-----------|--------|
| 平均期日回数 | 3.5 |
| 平均調停期日回数 | 3.0 |
| 平均審判期日回数 | 0.5 |
| 平均期日間隔(月) | 1.8 |

※ 端数処理の関係で，平均調停期日回数と平均審判期日回数の合計は，全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

4. 2 家事事件に係る実情調査の概要と検証

1 実情調査の位置付け（目的）

家事事件については、第6回報告書でも指摘したとおり、各庁において裁判官関与の一層の充実に向けた取組が進められており、調停成立で終局した事件の割合（いわゆる成立率）は上昇しているが、遺産分割以外の事件に関する平均審理期間がやや長期化傾向にある。また、人事訴訟事件に関する平均審理期間は、ほぼ一貫して長期化傾向にある。

そこで、今回の検証では、調停と審判や人事訴訟を合わせた家庭裁判所における手続全体としての迅速化という観点も踏まえた家事調停の充実のための方策に係る実情調査を行うこととし、平成28年5月及び10月に、大規模、小規模の家庭裁判所本庁各1庁及び家庭裁判所支部1庁の計3庁の裁判所並びに上記各本庁に対応する単位弁護士会に対して調査を実施し、調停における裁判官関与と調停成立等との関係、調停不成立後の審判や人事訴訟との関係を中心として、裁判官や弁護士等から忌憚のない意見を聴取した。

実情調査の結果、それを踏まえての検証検討会での議論等の要点は、次のとおりである。

2 調停における裁判官関与と調停成立等との関係

（1）調停における裁判官関与の取組

大規模家庭裁判所、小規模家庭裁判所を問わず、調停における裁判官関与の充実に関する取組の趣旨は浸透しつつあり、裁判官は対面評議だけではなく書面評議の内容を充実させるなどして合理的かつ効果的な評議を行うとともに、書面評議では足りない部分を補うなどのために適切なタイミングで対面評議を行うことができるよう、評議の目安を調停委員と共有したり、記録上対面評議が必要な場面が分かるように工夫したりするなど、評議を通じた裁判官関与の充実の取組が行われている。こうした取組を進める上での課題として、評議待ちの問題が生じるなどしているが、書記官による評議の適切な前さばきや、当事者に対する丁寧な説明等を通じて、当事者の理解を得ながら、適宜適切に対面評議を行うことができるよう各庁において取組が進められている。

また、弁護士からは、従前よりも調停委員会から調停の見通し等が積極的に示されるようになったように感じられるといった指摘もされており、特に別表第二調停事件においては、紛争の早期かつ柔軟な解決等を目的として、調停に代わる審判が活用されている。

一方で、弁護士からは、調停委員会が調停進行の際に法的観点を過度に重視することも時には見られ、調停における解決の自主性、柔軟性といった側面が減殺されるのではないかと、また、事

件類型に応じた進行方針の共有が進んだ反面、進行が硬直化したり、調停委員の対応が事務的、形式的なものとなり、当事者から見て、事案の個別性に十分な理解を示しているとはいえない進行となっている場合もあるのではないかと指摘もされている。

(2) 効果等

ア 調停成立の効果

調停の成立率は、顕著に向上しているとまではいえないものの、緩やかながら上昇している事件類型が多い。また、特に別表第二調停事件については、調停委員会として、充実した評議を行った上で、調停委員会として当該事案の解決策を提示する方策の一つである調停に代わる審判により終局した事件の割合が向上している。

弁護士からは、裁判官の調停への積極的な関与や、調停における家庭裁判所調査官による専門的知見の活用は、当事者に対する説得性を高め、調停成立に向けて有益であるという指摘がされている。

イ その他の効果等

平均審理期間が短縮されている庁からはその旨の紹介がされ、必ずしも平均審理期間が短縮されていない庁からは、事件の複雑困難化の傾向にもかかわらず、現在の平均審理期間に収まっていること自体が、調停における裁判官関与の充実に関する成果の一つとすることができるのではないかという意見が出された。弁護士からは、遺産分割調停事件、婚姻費用分担調停事件及び養育費請求調停事件については、一般的な進行方針について調停委員会としての共通認識が形成されており、これは調停の進行や結果の予測可能性に寄与するものであって、迅速化にも資するという指摘がされた。

調停委員からは、評議において、裁判官と率直な意見交換を行うことができおり、これが調停委員会としての方針の共有に寄与し、調停委員による調停の進行について安心感、安定感が生まれ、こうした調停委員会としての方針等が当事者にも伝わることにより、調停の進行が円滑化するだけでなく、当事者の調停に対する納得感や信頼感の向上につながっているという意見が出された。

なお、弁護士からは、裁判官の直接の期日立会い以外で裁判官関与の充実の取組を実感することは難しいという意見もあったが、一方で、調停委員同士の認識が共有され、その意見や方向性が一致していると感じられることが多くなった、調停委員が意識して役割分担をしていると感じる、必要な事案で家庭裁判所調査官が適切に調停に関与する割合が増えたといった指摘もされており、評議等を通じた裁判官関与が適切に行われている調停の進行が増えていることがうかがわれる。

ウ 効果検証

調停における裁判官関与の充実という取組の効果検証に当たっては、調停の成立率だけではなく、平均審理期間、調停に代わる審判により事件が終局した割合、取下げ率、抗告・控訴率、当事者の調停に対する納得性・信頼性等、多様な指標を通じて検討することが重要であるという認識は共有されているように思われる。裁判官からは、調停の成立率や、平均審理期間の分析に加え、履行勧告の件数の減少についても調停に対する当事者の納得性の表れと見ることができるのではないかといった指摘もされた。

(3) 検証検討会での議論

調停委員同士の認識共有や役割分担が図られ、家庭裁判所調査官の適時適切な関与が増加しているなどといった実情は、家事法の施行後、裁判所において、職種間連携を十分に図りながら、評議を通じた裁判官関与を充実させるといった調停充実の取組の趣旨が浸透しつつあることの裏付けであるといい得るといった意見が出された。

その一方で、調停充実の取組の効果については、当事者の調停に対する納得性や信頼性というのも印象論にとどまる部分があることは否定できないこと、裁判官と調停委員の役割分担の意義等、この取組に対する裁判所側の意識と弁護士側の受け止め方との間には落差があり、特に、弁護士の中には、調停充実の取組といえば、いまだに調停期日における裁判官の直接立会いをイメージする者もいることから、この取組を当事者との関係でも有効なものとしていくためには課題も多いと思われるといった指摘がされた。そして、そのような課題に対応していくためには、家事法の下での在るべき調停運営の姿が、評議を通じた裁判官関与を適切に行いつつ、調停委員を中心に充実した調停の進行を実現し、法的観点を踏まえながらも、当事者の感情に十分に配慮して、当事者の自主的紛争解決意欲を引き出すというものであることを踏まえるべきであるといった意見が出された。その上で、調停充実の取組については、家事法の理念の一つである手続の透明性等とセットとして総合的に進めながら、調停委員による評議の結果の当事者に対する適切なフィードバック等を含めた調停委員会と当事者との間における認識共有をより図っていくなど、その内実を更に充実させていく必要があるといった指摘がされた。

また、家事事件における手続代理人弁護士の選任率が向上する中で、当事者に自主的に紛争を解決するという意識を持ってもらうなどしながら、当事者に寄り添っていくといった調停における手続代理人弁護士の役割が、これまで以上に重要となっているといった意見も出された。

さらに、評議の充実による調停充実の実現に当たっては、調停委員と裁判官が相互の考えを十分に理解することが前提となるが、現時点においては、裁判官が調停委員ごとに、きめ細かにその考え方を伝え切るといったところまでには至っていない可能性があり、これは今後の課題と考えられる旨の指摘もあった。

(4) 今後に向けての検討

今後は、調停委員会内部における認識共有に向けての取組を引き続き進めるとともに、当事者の自主的紛争解決意欲を向上させるために、当事者との間において、調停委員会としての紛争解決プロセスの見通し、当該調停における紛争の実質的な対立点、当該対立点を解消させるための方策等についての認識共有を更に進めていく必要があるものと考えられ、調停委員会と当事者との間の認識共有という視点がこれまで以上に重要となり、その具体的方策等について検討を深めることが必要となるものと思われる。また、このような調停委員会と当事者との間の認識共有を進めていくに当たっては、当事者に寄り添いつつ当事者の自主的な紛争解決意欲を引き出すというような、調停における手続代理人弁護士役割等についても検討し、弁護士の間でも共通認識を得ていくことが必要となってくるものと考えられる。

さらに、裁判官関与の充実の取組は、法的観点を踏まえながらも、当事者の感情に十分に配慮しつつ、当事者の自主的紛争解決意欲を引き出すような調停運営を行うものであり、このような紛争解決における調停ならではの良さをより活かすようなものである必要があると考えられる。加えて、調停委員会内部において事件類型ごとに一般的な進行方針を共有することは重要であるが、当該進行方針が自己目的化し、調停の柔軟性を否定するような硬直化した進行にならないよう留意する必要もあると思われる。

そして、調停充実の取組は、調停に対する裁判官の関与を増やすことそれ自体が目的なのではなく、裁判官関与を通じて調停を充実させることで家庭裁判所全体の紛争解決機能を強化し、当事者により良い司法サービスを提供することにその目的があるのであって、各庁における現在の取組がこのような目的に適うものとなっているかどうか、絶えず検証することが必要である。そのためには効果検証が重要となり、適切な効果検証のためには多角的な分析が必要となるが、客観的な統計数値の分析を中心としつつも、利用者の満足度、納得度といった主観的な事情等を含め、実証的に分析していくことが肝要というべきである。

3 調停における裁判官関与と調停不成立後の審判や人事訴訟との関係

(1) 別表第二事件の場合

裁判官からは、別表第二事件においては、調停を担当する裁判官と審判を担当する裁判官が同一であることが多く、この場合には、調停において、審判での審理及び結論を見越した進行を行いやすいという側面があるため、調停段階で審判での審理及び結論の見通しを当事者に説明してその理解を得るよう努力するとともに、仮に審判移行した場合であっても、少ない審判期日の回数で終局に至るといった実情が紹介された。弁護士からも、調停において、審判移行後の見通しを踏まえて手続活動を行っているという意見が出され、また、調停不成立後に審判手続があるとしても、そのために調停において言い分を差し控えるといったことは基本的にはないという指摘も

された。

婚姻費用分担事件、養育費請求事件、親権者変更、子の監護者指定・引渡し事件等については、弁護士から、緊急性が高い事案もあり、そのような場合には、調停の早期段階から資料をそろえ、速やかな審判移行を求めることもあるという意見も出された。

面会交流事件については、弁護士から、特に面会交流を求める非監護親の立場においては円滑な面会交流を継続的に行っていくために言い分を控えることがあるといった意見が出され、また、裁判所及び弁護士のいずれから、たとえ審判が出されたとしても充実かつ継続的な面会交流につながる保障はないこと等から、家庭裁判所調査官の調整的関与が期待できる調停において可能な限り調整を行うという意見が出された。

(2) 離婚事件の場合

ア 別表第二事件との差異の有無、程度

裁判官からは、調停不成立後に直ちに訴訟が提起される事案ばかりではないこと、訴訟になってから初めて代理人を選任され、調停段階とは異なる主張をすることも少なくないこと、調停を担当する裁判官と訴訟を担当する裁判官は異なることも多いこと等から、別表第二事件の場合と比べると、調停において訴訟での審理及び結論を見越した進行を行うことは難しいことがあるといった意見が出された。一方で、①別表第二事件においても、調停と審判は異なる手続とされていること、調停後の手続において調停段階とは異なる主張、資料等が提出される可能性があることは審判と訴訟で異なるところはないこと等に照らせば、離婚調停事件と別表第二調停事件について本質的な違いはない、②当該紛争の実質的な対立点が財産分与にある離婚調停において、当事者双方に代理人を選任され、当該対立点について十分な主張や資料の提出がされているような場合には、調停委員会としての調停案を提示することが多く、このような場合においては、調停を担当する裁判官と訴訟を担当する裁判官との間で訴訟の審理及び結論の見通しが異なることも少なくないと考えられることから、調停不成立後の手続の審理及び結論を見越した進行を行うことについて、離婚調停事件と別表第二事件とで大きな差異はないといった指摘もされた。

ある弁護士からは、別表第二事件の場合と異なり、離婚事件の場合には、一般的に、調停における合意を目指すという観点から、調停ではあえて言い分を尽くさないということがあるという意見が出された。もっとも、他の弁護士からは、事前交渉等による事情を含め、代理人として離婚調停での合意が成立しそうかどうかという見極めを持ち、離婚調停においては、合意の成立に向けて必要な言い分を尽くす一方、合意の成立に向けて障害になるような言い分は抑制することがあるということにすぎないという指摘もされた。

イ 訴訟における調停の成果の活用

裁判官からも、弁護士からも、離婚訴訟では、財産分与における財産一覧表の作成のために審

理が長期化することが多く、財産分与が争点となる離婚調停においては、紛争が複雑・先鋭化する前に、当事者に任意の財産開示を促すとともに、当事者が任意の開示に応じないのであれば調査嘱託を行うなどして客観的な資料を収集・共有し、財産一覧表を作成することが、調停の充実にも、調停が不成立となった後の離婚訴訟の充実・迅速化にも資するという事案は少なくない、といった意見が出された。

また、裁判官からは、調停段階において子の監護状況等について家庭裁判所調査官による調査がされた場合には、離婚訴訟において、その調査結果が親権者の適格性に関する見通しをつけることに寄与したり、離婚訴訟における調査事項が限定されたりするなどといった経験が紹介されるとともに、離婚調停において、当事者が解決したいと考えている主たるポイントが明確になっており、合意ができた部分とそうでない部分等について当事者双方で認識共有ができていれば、離婚訴訟においても早期に解決に向けての見通しを立てた審理を行うことが可能となるといった意見が出されるなどした。

さらに、弁護士からは、調停段階から裁判官が積極的に関与して争点や資料を整理することにより、結果的に調停不成立後の手続の審理が促進されることがあり得ると思うが、それ以上に、そのような取組が、調停の成立に寄与するということが重要であるといった指摘がされた。

一方で、裁判官からも、弁護士からも、離婚調停において当事者双方が共有した客観的資料については離婚訴訟でもそのまま活用され得るが、離婚調停における主張については、離婚調停において当事者双方に代理人が選任され同じ代理人が離婚訴訟でも選任されているという場合であっても、事案によっては、離婚訴訟では新たな主張が出されるなどするために、これを活用することが難しい状況にあるといった指摘がされた。

(3) 検証検討会での議論

実情調査では、別表第二事件においては調停手続と審判手続に連続性があり、構造的に連携が図られている一方で、離婚事件については、調停段階において作成されるなどした財産一覧表、家庭裁判所調査官による調査報告書等が訴訟の場でも活用され得るなどの有用性も指摘されたものの、離婚調停と離婚訴訟とを別物として取り扱っている弁護士もいるとの印象を受けた旨の意見が出された。

一方で、戦略的な観点から、離婚調停では言い分を抑制するといった弁護士からの意見に対しては、弁護士として調停事件を受任しているのは調停で解決する見込みがあると考えているからであり、そのために必要な資料等を提出することは当然であることから、上記意見については理解しづらい部分があるといった指摘がされた。

また、財産分与が実質的な対立点となる離婚事件について、話し合いを前提とする離婚調停の段階では、離婚訴訟と比べて当事者間の対立の先鋭化が緩やかであることが一般的であるため、離

婚調停の手續の中で、必要に応じて調査嘱託を行うなどして客観的な財産状況を把握することは、調停の成立に有用であると考えられる上、調停が不成立となった場合であっても、その後の離婚訴訟の充実・迅速化にも資するのではないかといった意見が出された。

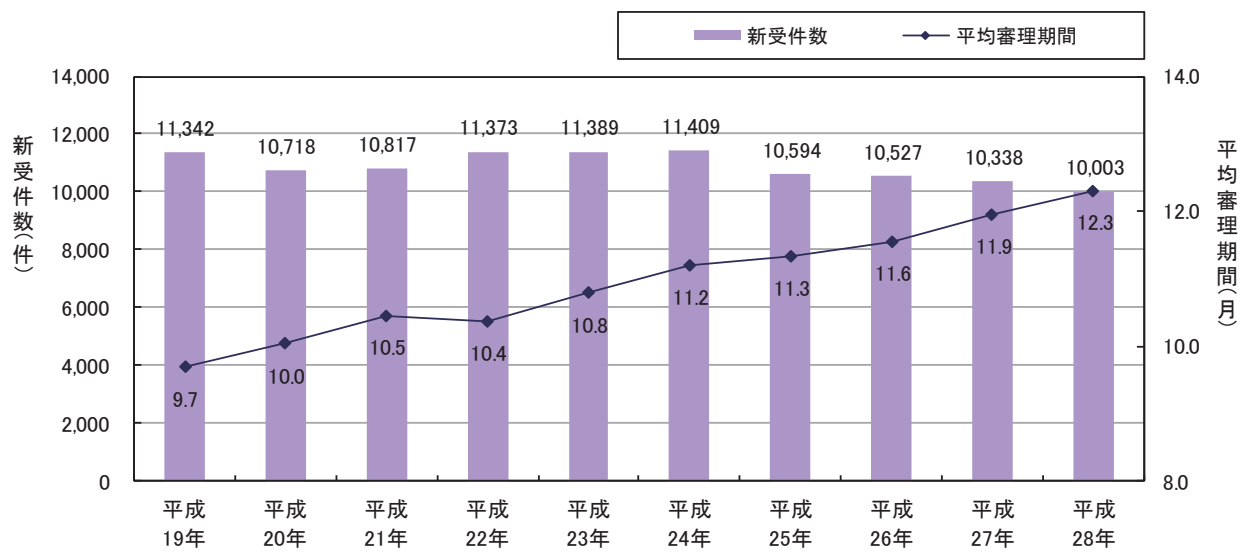
(4) 今後に向けての検討

調停が自主的な紛争解決手續であるということに照らせば、調停を訴訟化させたり、調停を訴訟の争点整理として位置付けたりするというような運用は避けなければならない。しかしながら、このことと、調停において審判や人事訴訟の審理及び結論の見通しをも念頭に置きつつ調停の進行、運用を行うことは矛盾するものではない。例えば、調停において、これまで以上に、家庭裁判所調査官による行動科学の知見に基づく事実の調査、調整を活用したり、当事者双方との間で客観的な資料を共有したりしながら、当事者に対し、自主的な紛争解決に向けた検討を更に促していくなど、審判や人事訴訟の審理及び結論の見通しをも念頭に置きつつ、調停における議論を更に充実させるための調停進行上の具体的方策等を更に検討していく必要があると考えられる。今後も、家庭裁判所全体における紛争解決機能の強化という視点を踏まえ、調停を更に充実させていくために、調停とその後の手續の適切な連携の在り方に関する検討を深めていく必要があるというべきである。

4.3 人事訴訟事件の概況等

人事訴訟に関し、新受件数は前回より若干減少した一方、近時の平均審理期間の長期化傾向は依然として続いている（【図27】）。

【図27】 新受件数及び平均審理期間の推移(人事訴訟)



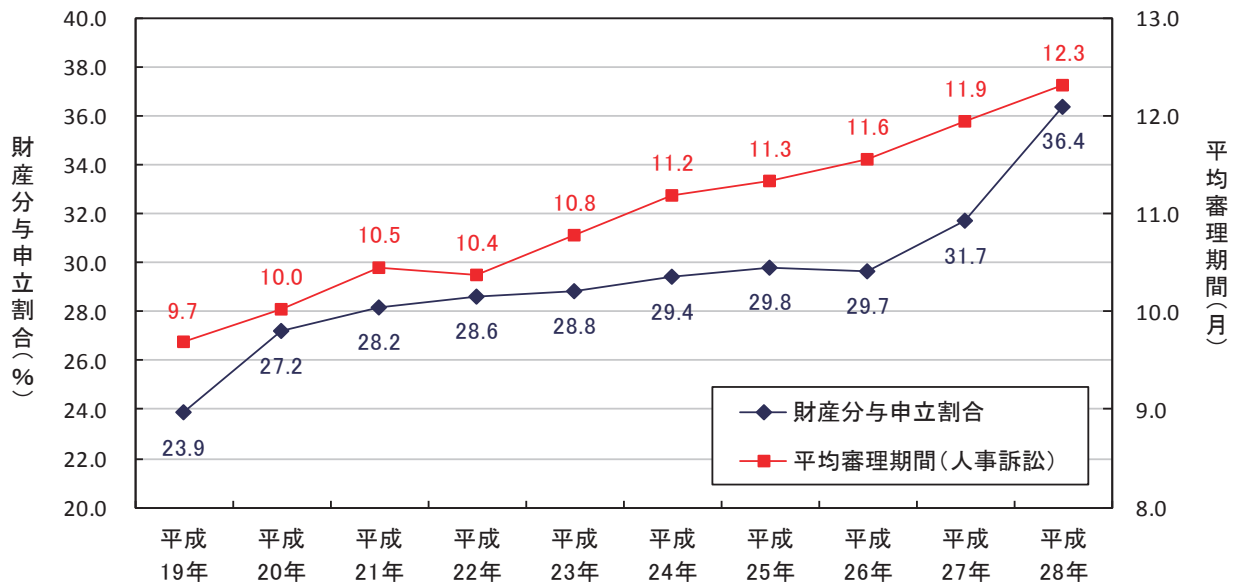
4 家庭裁判所における家事事件の概況及び実情並びに人事訴訟事件の概況等

審理の長期化傾向の要因として、財産分与の申立てのある離婚事件の割合が増えている（【表28】【図29】）との指摘が妥当することは、前回と変わらない。

【表28】 離婚の訴えにおける親権者の指定をすべき子又は財産分与の申立ての有無別の審理の状況（人事訴訟）

| | 離婚 | 親権者の指定をすべき子 | | 財産分与の申立て | | 離婚以外 | |
|-----------|-------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | | あり | なし | あり | なし | | |
| 既済件数 | 8,813 | 5,387 | 3,426 | 3,206 | 5,607 | 1,138 | |
| 平均審理期間(月) | 12.7 | 12.8 | 12.5 | 15.9 | 10.9 | 9.4 | |
| 平均期日回数 | 7.5 | 7.7 | 7.3 | 10.0 | 6.1 | 4.5 | |
| 平均期日間隔(月) | 1.7 | 1.7 | 1.7 | 1.6 | 1.8 | 2.1 | |
| 争点整理実施率 | 68.6% | 72.2% | 62.9% | 83.3% | 60.2% | 39.9% | |
| 審理期間 | 6月以内 | 2,320 26.3% | 1,303 24.2% | 1,017 29.7% | 425 13.3% | 1,895 33.8% | 519 45.6% |
| | 6月超 1年以内 | 2,750 31.2% | 1,754 32.6% | 996 29.1% | 902 28.1% | 1,848 33.0% | 321 28.2% |
| | 1年超 2年以内 | 3,015 34.2% | 1,907 35.4% | 1,108 32.3% | 1,402 43.7% | 1,613 28.8% | 259 22.8% |
| | 2年超 3年以内 | 599 6.8% | 355 6.6% | 244 7.1% | 390 12.2% | 209 3.7% | 32 2.8% |
| | 3年超 5年以内 | 120 1.4% | 65 1.2% | 55 1.6% | 81 2.5% | 39 0.7% | 7 0.6% |
| | 5年超 | 9 0.10% | 3 0.06% | 6 0.18% | 6 0.19% | 3 0.05% | 0 0.00% |
| | 訴訟代理人の選任状況 | 当事者双方 | 6,055 68.7% | 3,846 71.4% | 2,209 64.5% | 2,618 81.7% | 3,437 61.3% |
| 原告側のみ | | 2,508 28.5% | 1,430 26.5% | 1,078 31.5% | 536 16.7% | 1,972 35.2% | 573 50.4% |
| 被告側のみ | | 94 1.1% | 56 1.0% | 38 1.1% | 35 1.1% | 59 1.1% | 17 1.5% |
| 本人による | | 156 1.8% | 55 1.0% | 101 2.9% | 17 0.5% | 139 2.5% | 34 3.0% |
| 終局区分 | 判決 | 3,313 37.6% | 1,930 35.8% | 1,383 40.4% | 1,015 31.7% | 2,298 41.0% | 750 65.9% |
| | 和解 | 4,354 49.4% | 2,867 53.2% | 1,487 43.4% | 1,905 59.4% | 2,449 43.7% | 158 13.9% |
| | 取下げ | 909 10.3% | 462 8.6% | 447 13.0% | 194 6.1% | 715 12.8% | 196 17.2% |
| | それ以外 | 237 2.7% | 128 2.4% | 109 3.2% | 92 2.9% | 145 2.6% | 34 3.0% |

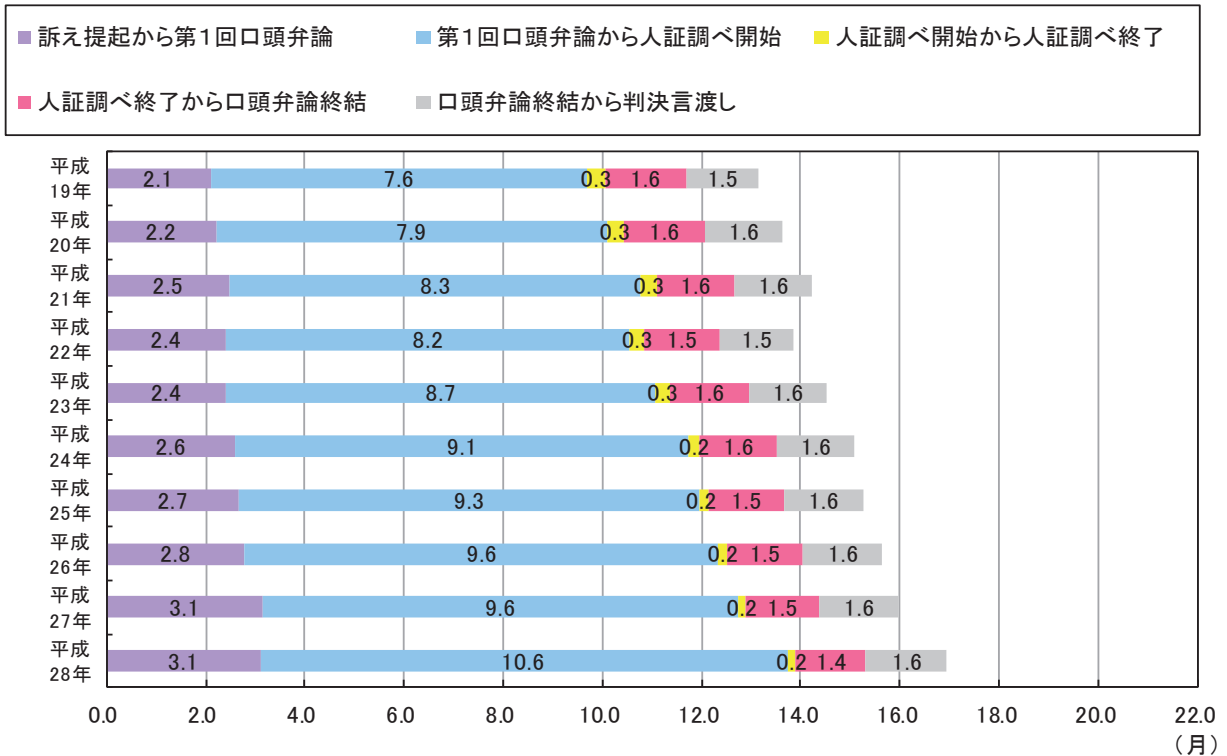
【図29】 離婚の訴えにおける財産分与の申立てがある事件の割合（既済事件）及び人事訴訟の平均審理期間の推移



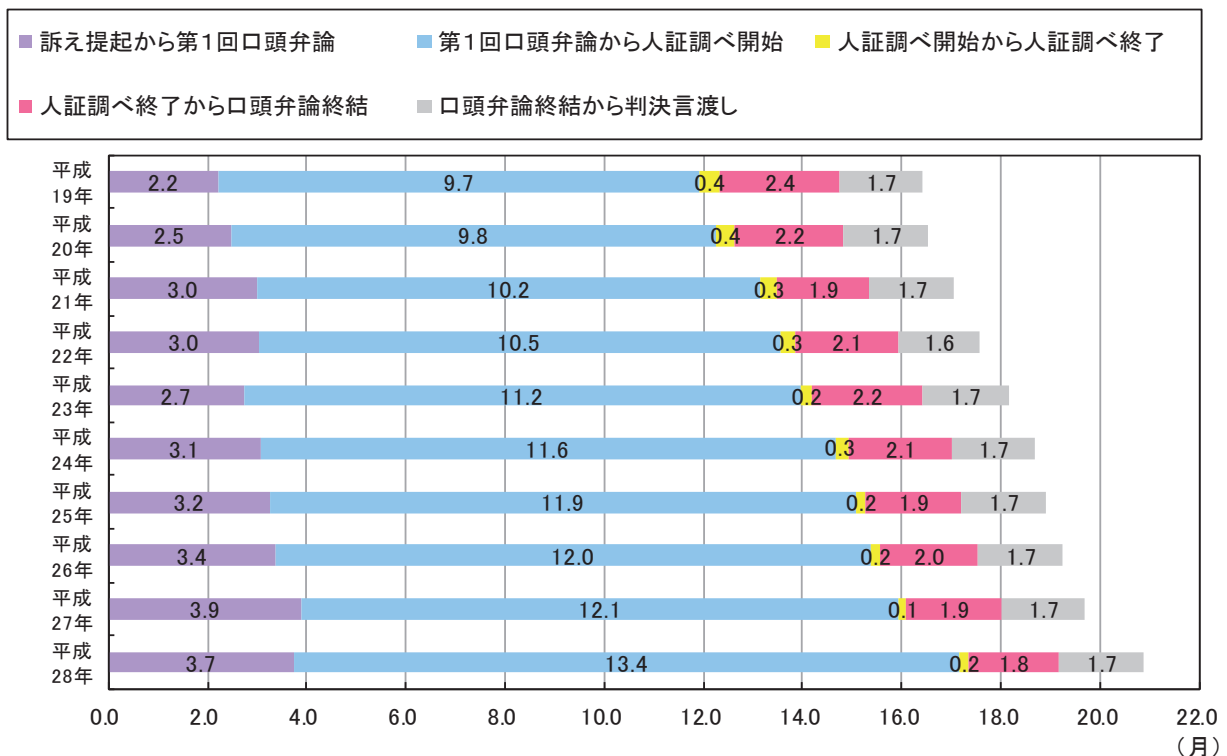
※平成19年は同年4月から12月までの数値である。

また、そうした事件も含め人事訴訟における争点整理期間が長期化しており（【図 30①】【図 30②】），その要因として、①財産分与の申立てのある離婚事件で、預金取引履歴の開示範囲をめぐって当事者が対立したりするなど、資料収集をめぐって審理が難航しがちであること、②離婚原因について、必ずしも事案の結論と結び付かない周辺事情についてまで主張の応酬が繰り返されること等が指摘されていることも、前回と変わらない。

【図30①】 人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移 (人事訴訟)



【図30②】 財産分与の申立てがある離婚の訴えのうち人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移 (人事訴訟)



※平成19年は同年4月から12月までの数値である。

その余の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合，終局区分別の既済件数及び事件割合，平均期日回数及び平均期日間隔）や，民事第一審訴訟事件と比べて，審理期間が6月以内の事件の割合が低く，1年を超える事件の割合が高い傾向が見られることについても，前回から大きな変化は見られない（【表31】【表32】【表33】）。

【表31】 審理期間別の既済件数及び事件割合
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

| 事件の種類 | 人事訴訟 | 民事第一審 訴訟 (全体) | 民事第一審 訴訟 (過払金 等以外) |
|-----------|----------------|---------------------|-----------------------------|
| 既済件数 | 9,951 | 148,016 | 99,500 |
| 平均審理期間(月) | 12.3 | 8.6 | 8.8 |
| 6月以内 | 2,839 28.5% | 84,526 57.1% | 55,177 55.5% |
| 6月超1年以内 | 3,071 30.9% | 29,845 20.2% | 19,296 19.4% |
| 1年超2年以内 | 3,274 32.9% | 24,903 16.8% | 18,587 18.7% |
| 2年超3年以内 | 631 6.3% | 6,259 4.2% | 4,661 4.7% |
| 3年超5年以内 | 127 1.3% | 2,130 1.4% | 1,564 1.6% |
| 5年を超える | 9 0.09% | 353 0.2% | 215 0.2% |

【表32】 終局区分別の既済件数及び事件割合
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

| 事件の種類 | 人事訴訟 | 民事第一審 訴訟(全体) | 民事第一審 訴訟(過払 金等以外) |
|----------------------|----------------|-----------------|-------------------------|
| 判決 | 4,063 40.8% | 61,323 41.4% | 45,425 45.7% |
| うち対席(%は判 決に対する割合) | 2,776 68.3% | 36,803 60.0% | 26,098 57.5% |
| 和解 | 4,512 45.3% | 52,957 35.8% | 34,520 34.7% |
| 取下げ | 1,105 11.1% | 23,683 16.0% | 10,957 11.0% |
| それ以外 | 271 2.7% | 10,053 6.8% | 8,598 8.6% |

【表33】 平均期日回数及び平均期日間隔
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

| 事件の種類 | 人事訴訟 | 民事第一審 訴訟 (全体) | 民事第一審 訴訟 (過払金等 以外) |
|------------------|------|---------------------|-----------------------------|
| 平均期日回数 | 7.2 | 4.7 | 4.9 |
| うち平均口頭弁論 期日回数 | 2.4 | 2.0 | 1.9 |
| うち平均争点整理 期日回数 | 4.8 | 2.7 | 3.0 |
| 平均期日間隔(月) | 1.7 | 1.8 | 1.8 |